

豊田市景観計画 足助景観重点地区編

足助景観計画

平成22年3月

豊 田 市

目 次

序 章

- 1 位置付け 1
- 2 目的 3

第1章 景観形成の方針

- 1 景観形成の考え方 4
- 2 景観形成の方針 4

第2章 行為の制限に関する事項

- 1 足助地区を構成するゾーン 6
- 2 各ゾーンの景観特性 7
- 3 良好な景観形成のための景観形成方針と行為の制限 9
 - 3-1 特定届出対象行為等 9
 - 3-2 各ゾーンの景観形成方針と行為の制限 11
 - ① 松栄町国道筋ゾーン（①ゾーン） 11
 - ② 香嵐渓入口ゾーン（②ゾーン） 15
 - ③ 町並みゾーン（③ゾーン）
 - ③-1 旧街道筋 19
 - ③-2 旧街道筋以外 23
 - ④ 陣屋・寺町ゾーン（④ゾーン） 27
 - ⑤ 文教ゾーン（⑤ゾーン） 31
 - ⑥ 親王町ゾーン（⑥ゾーン） 35
 - ⑦ 飯盛山ゾーン（⑦ゾーン） 39
 - ⑧ 山並みゾーン（⑧ゾーン） 43

資 料

景観施策

- 1 重点施策の推進 47
 - 2 重点施策 47
- 色彩（マンセル表色系）についての解説 50
- 足助地区の8つのゾーン区分（参考図） 53

序 章

1 位置付け

豊田市は、市全域を対象に景観形成の方向性を示し、市民や事業者と行政が一体となって、豊田市らしい魅力ある景観形成の実現に取り組むため、景観法第8条第1項の規定に基づき、平成20年3月に「豊田市景観計画」を策定しました。

そして、豊田市の中でも、良好な景観形成を重点的に図る必要がある地区として、豊田市景観条例第15条第1項の規定に基づき、豊田市景観計画に「足助景観重点地区」（以下「足助地区」という。）を指定しました。

豊田市景観計画 足助景観重点地区編（以下「足助景観計画」という。）は、足助地区における景観形成の方針や行為の制限に関する事項を示したものです。

なお、足助地区における景観形成の方針や行為の制限に関する事項は、足助地区の市民と豊田市の共働による取組により定めたものであることから、当取組の目的を共有し、また、足助地区の良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めることが必要となります。

このことから、本計画では、足助地区における景観形成の方針等のほかに、あわせて、取組の「目的」と重点的に行う施策（以下「景観施策」という。）を示します。

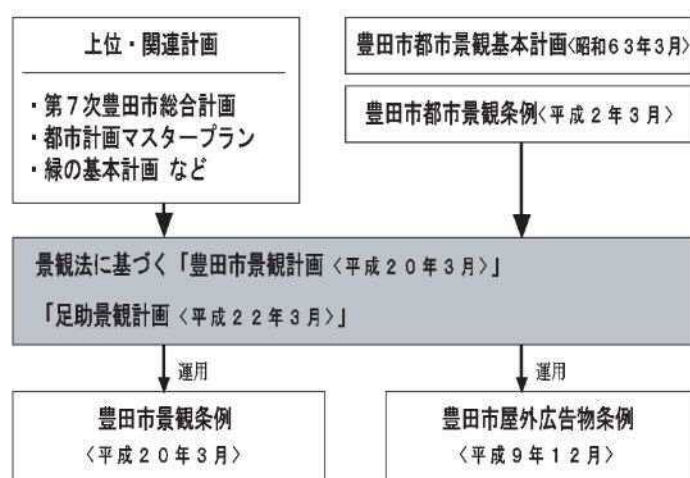


図 足助景観計画の位置付け

表 本書の構成

章	概要
第1章 景観形成の方針	足助地区における景観形成の考え方を示すとともに、足助地区の景観形成の方針を示しています。
第2章 行為の制限に関する事項	足助地区を景観特性や地形地物などから8つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに対して、景観形成の方針を示すとともに、建築物、工作物、屋外広告物に関する具体的な基準を用いた行為制限(景観形成基準)を示しています。また、あわせて特定届出対象行為等を示しています。

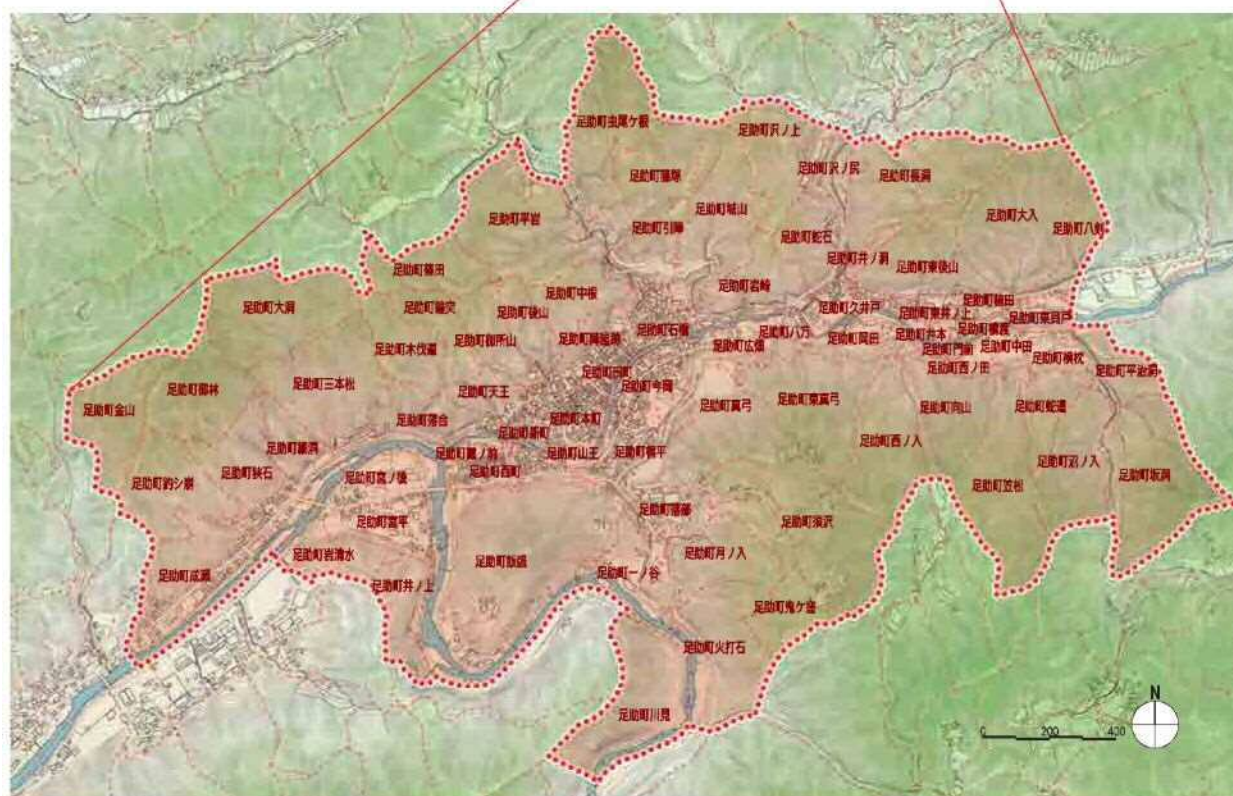


図 豊田市景観条例第15条第1項の規定により豊田市景観計画に指定している足助地区(約401.1ha)

足助町飯盛、(以下「足助町」以下を表記)石橋、一ノ谷、井ノ上、井ノ洞、今岡、井本、岩崎、岩清水、植田、後山、大入、大洞、岡田、落合、落部、鬼ヶ窪、御林、笠松、梶平、金山、鐘突、川見、木伐道、蔵ノ前、御所山、坂洞、沢ノ上、沢ノ尻、山王、三本松、篠田、蛇這、城山、新町、陣屋跡、須沢、狭石、田町、月ノ入、釣シ崩、天王、中田、中根、長洞、成瀬、西ノ入、西ノ田、西町、沼ノ入、橋渡、八万、火打石、東井ノ上、東後山、東貝戸、東真弓、引陣、久井戸、平岩、広畑、藤塚、平治洞、蛇石、細洞、本町、真弓、宮平、宮ノ後、向山、虫尾ヶ根、門前、八剣、横枕

2 目的

豊田市足助町（以下「足助町」という。）は、江戸時代に中馬街道「塩の道」と呼ばれた街道の宿場町として栄え、その後の交通の変遷とともに、明治から昭和初期に商業地として発展したまちなみや建築物が当時の趣のまま、数多く受け継がれています。

この歴史的なまちなみは、文化的に価値が高いものと広く認知されるとともに、地域の重要な資源として根付き、この歴史的なまちなみを活かした足助町住民によるまちづくり活動が活発に進められています。

足助町住民によるまちづくり活動は、昭和50年に「足助の町並みを守る会」を設置し、「第1回全国町並みゼミ 足助・有松大会」の開催地として、全国のまちなみ保存運動の先駆けとなったことを皮切りに、平成6年には街なみ環境整備事業の活用にあわせ、「街づくり要綱」や「街づくり規範」を制定するなどまちなみの保存に取り組んでいます。

さらには、まちなみ周辺に広がる山並み、足助川などの自然景観を背景に、家々にさまざまな年代の表情豊かなおひなさまが飾られる「中馬のおひなさん」や和紙でできた円筒形の行灯がほのかにまちなみを照らす「たんころりん」、足助川の遊歩道をロウソクが燈される「足助川万灯まつり」など、周囲の景観資源を活かした活動が育まれています。

こうした住民によるまちづくり活動が進められる一方で、時代の変遷とともに生活様式が変化し、伝統的な家屋が壊され、新しい工法や材料で建てられた家屋や大きく派手な広告物が設置されるなど、先人たちが守り伝えてきた「足助らしい」景観が失われつつありました。

そこで、足助町住民は、『私たちの財産であるこのまちなみを、次代の子ども達に引き継いでいきたい』との強い思いから、足助町住民、足助商工会、足助観光協会など足助のまちづくりに携わる組織を総括し、総合的な見地からまちづくりを行うため、平成17年に「足助まちづくり推進協議会」を発足し、まちなみの保全・継承に向けた、より一層の取組を推進してきました。

この結果、約2年に及ぶ議論を経て、足助町住民自らが「景観まちづくりルール」を作成し、まちなみの保全・継承に対する強い意志を、改めて示しました。

豊田市は、この住民の意思を将来にわたって守り伝え、地域固有の歴史的なまちなみを保全、継承及び育成し、また今後の住民によるまちづくり活動を支援するため、足助町（一部を除く。）を豊田市景観重点地区として指定し、ここに「足助景観計画」を策定します。

第1章 景観形成の方針

景観法第8条第2項第2号

1 景観形成の考え方

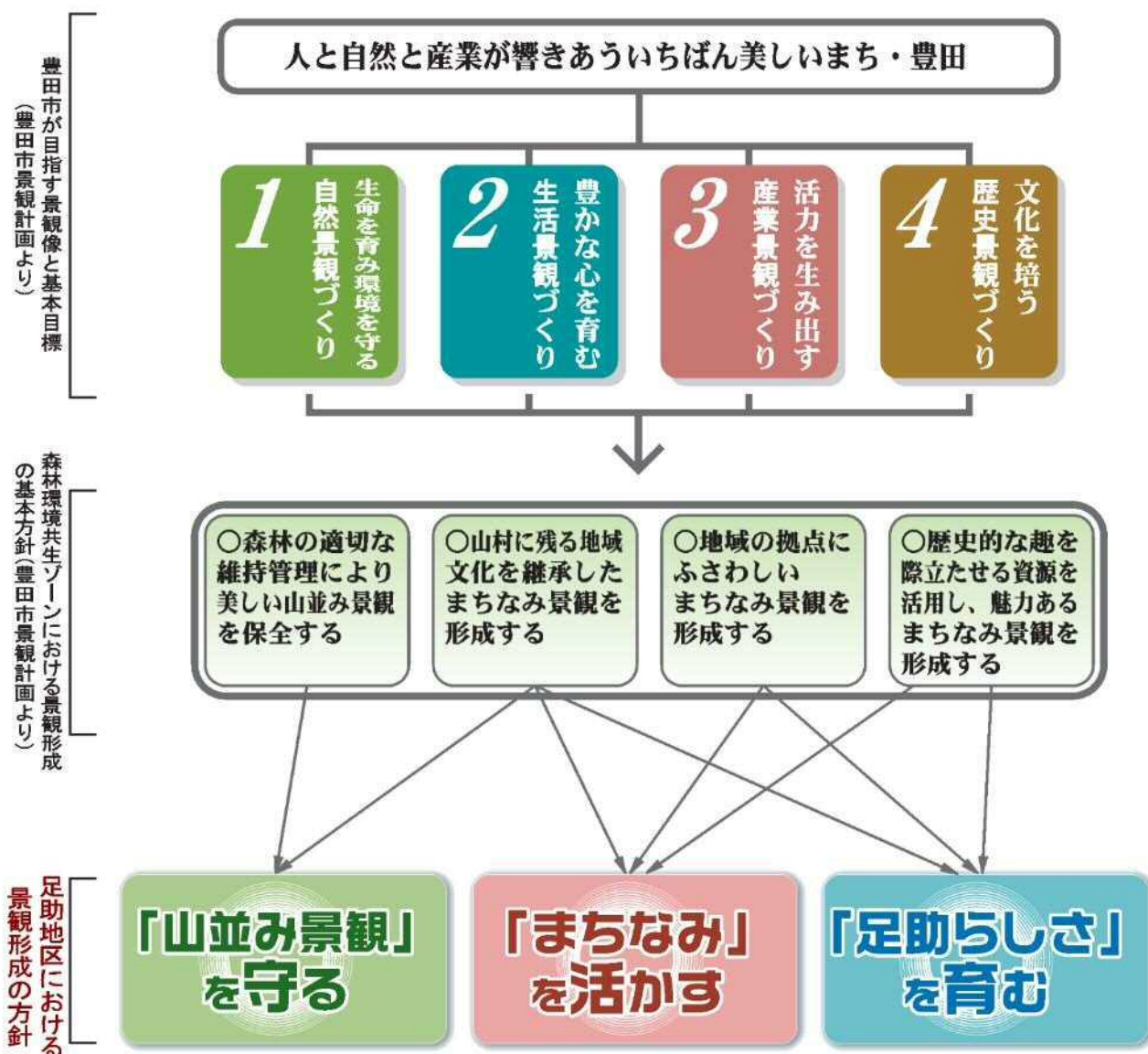
足助地区は、江戸時代から明治時代に「塩の道」として栄えた中馬街道（以下「旧街道筋」という。）の宿場町の趣を残すまちなみと周囲の山々が一体となって、独自の歴史的なまちなみ景観が形成されています。

先人たちが守り伝えてきたこの景観と香嵐溪など周囲の景観資源を活かし、足助地区の地域固有の景観を保全、継承し、育成することを景観形成の基本的な考え方とします。

2 景観形成の方針

足助地区における「景観形成の方針」を以下のとおり設定します。

なお、方針の設定にあたっては、「豊田市景観計画」における豊田市の景観形成の基本目標と足助地区が位置する「森林環境共生ゾーン」の景観形成の基本方針を踏まえ、足助地区の良好な景観形成を実現することを目標としています。



「山並み景観」を守る

足助地区の周囲を取り囲む標高300m前後の山々は、足助地区のまちなみの背景となり、その風景を印象付けています。

また、豊かな自然の四季さまざまな彩りが、足助地区の表情豊かな景観を演出しています。

こうした周囲の山々の適切な維持管理を実施するとともに、工作物などの高さや色彩への配慮を促し、この美しい山並み景観を保全します。



「まちなみ」を活かす

旧街道筋沿いには、江戸から明治にかけて栄えた宿場町の趣を残す家屋や大正から昭和の生活の香りを漂わせる家屋、そして、郷蔵や石仏、道標、小路などの歴史的資源が今なお受け継がれ、これらが地域固有の歴史的なまちなみ景観を形成しています。

この地域固有の景観を保全、継承し、育成していくため、歴史的なまちなみを活かした建築物などの形態意匠への配慮を促します。



「足助らしさ」を育む

足助地区のまちなみは自然豊かな山々に囲まれ、まちなみからは周囲の山々の頂を望むことができます。

また、足助川沿いには家々の勝手口が連なり、人々の生活と川との関わりを見ることができます。

これら豊かな自然とまちなみや生活が一体となった景観は、先人が時代の変遷とともに積み重ねてきた歴史を表しています。

この先人から引き継いできた景観を「足助らしさ」と捉え、これを育むため、建築物などの形態意匠や高さへの配慮を促します。



第2章 行為の制限に関する事項

1 足助地区を構成するゾーン

足助地区内は香嵐渓を中心とした観光地や旧街道筋のまちなみ、国道沿いのまちなみなど、さまざまな特色が見られるため、これらの特色に応じて、下記のとおり8つのゾーンに区分します。

また、行為の制限等についても、地区の特色を育むため、区分したゾーンごとに設定します。

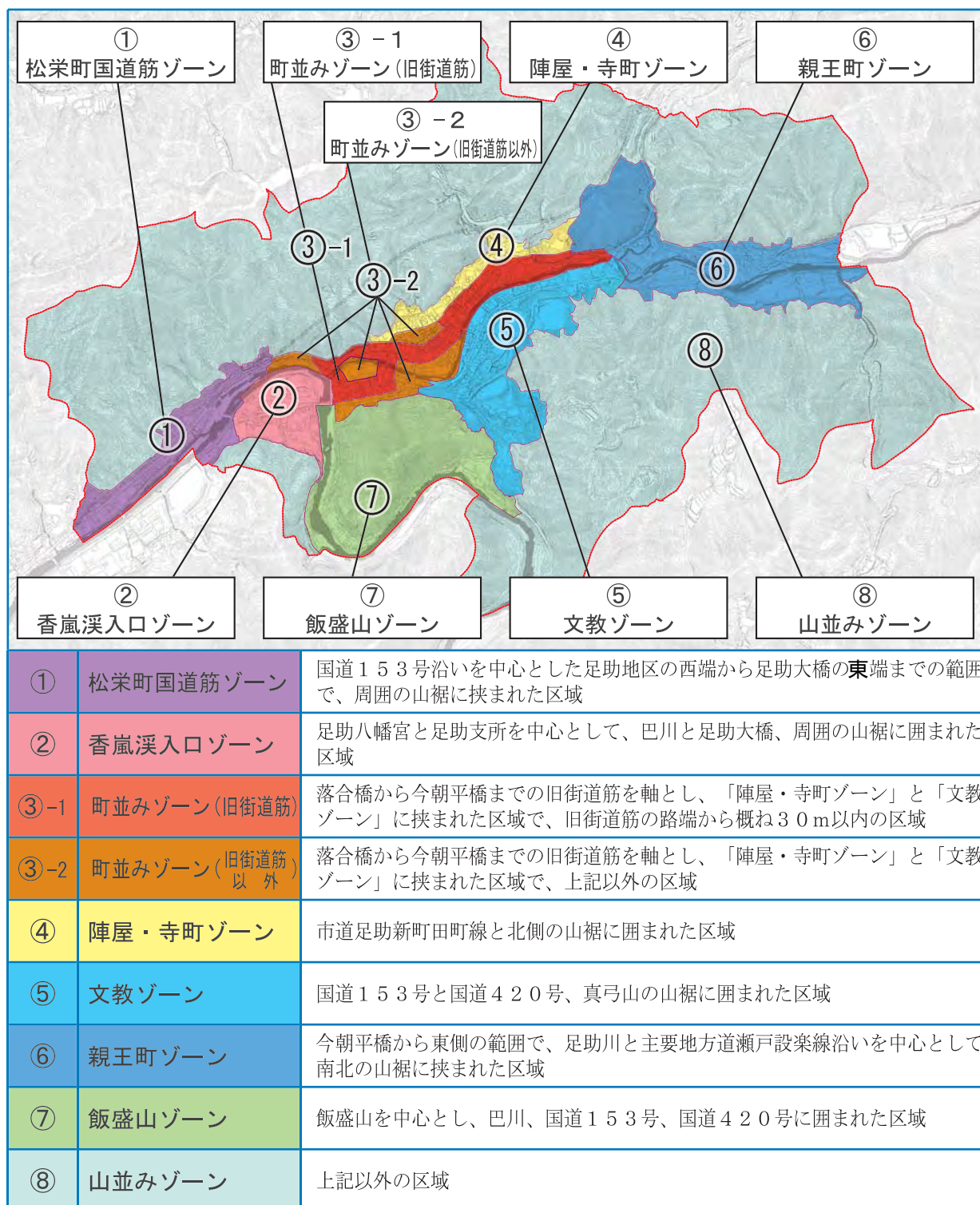


図 足助地区の8つのゾーン区分

2 各ゾーンの景観特性

① 松栄町国道筋ゾーン

国道153号沿道は、商業店舗などが立地する土地利用が見られるが、山裾までの限られた空間に低層の建築物が立地していることから山の稜線が途切れることなく一望でき、ゆとりと開放感のある自然豊かなまちなみ景観を形成している。



② 香嵐溪入口ゾーン

足助八幡宮や足助神社の豊かな緑と背景の山々が一体となった重厚な自然景観を形成している。また、香嵐溪などを活かした観光を生業とした商店が、個性豊かな賑わい空間を形成している。



③ 町並みゾーン

旧街道筋を中心として歴史的・文化的価値を有する建物が連続し、足助地区固有の歴史的なまちなみ景観を形成している。また、旧街道筋からは真弓山、観音山の頂を望み、小路により山と足助川に導くなど、歴史、生活、自然が一体となった景観を形成している。



④ 陣屋・寺町ゾーン

山裾に沿った緩やかな勾配をもって続く通り沿いに家屋が建ち並び、山裾には普光寺、宗恩寺、慶安寺、お釜稲荷と社寺が立地する落ち着きや静けさが感じられる景観を形成している。



⑤ 文教ゾーン

山の斜面から山裾にかけてまちなみが形成され、足助地区のまちなみの広がりを感じさせるとともに、まちなみと自然が調和した観音山からの眺望景観を形成している。



⑥ 親王町ゾーン

足助川を望む自然豊かで開放的な眺望と旧街道筋の面影を残す伝統的な家屋が、往時の雰囲気をも今に伝え、足助地区の歴史を漂わせる景観を形成している。



⑦ 飯盛山ゾーン

紅葉などの観光資源である飯盛山と親水性の高い巴川が、人と自然の密接な結びつきを強め、自然の尊さを根付かせている。また、自然の彩りが季節の移ろいを感じさせ、これらを活かした観光などが足助地区に賑わいを与えている。



⑧ 山並みゾーン

スギ・ヒノキを中心とした人工林、コナラなどの広葉樹を中心とした天然林などから構成される樹林地の豊かな緑がまちなみを取り囲み、足助地区のまちなみ景観を印象付けている。また、四季の彩りが、表情豊かなまちなみ景観を演出している。



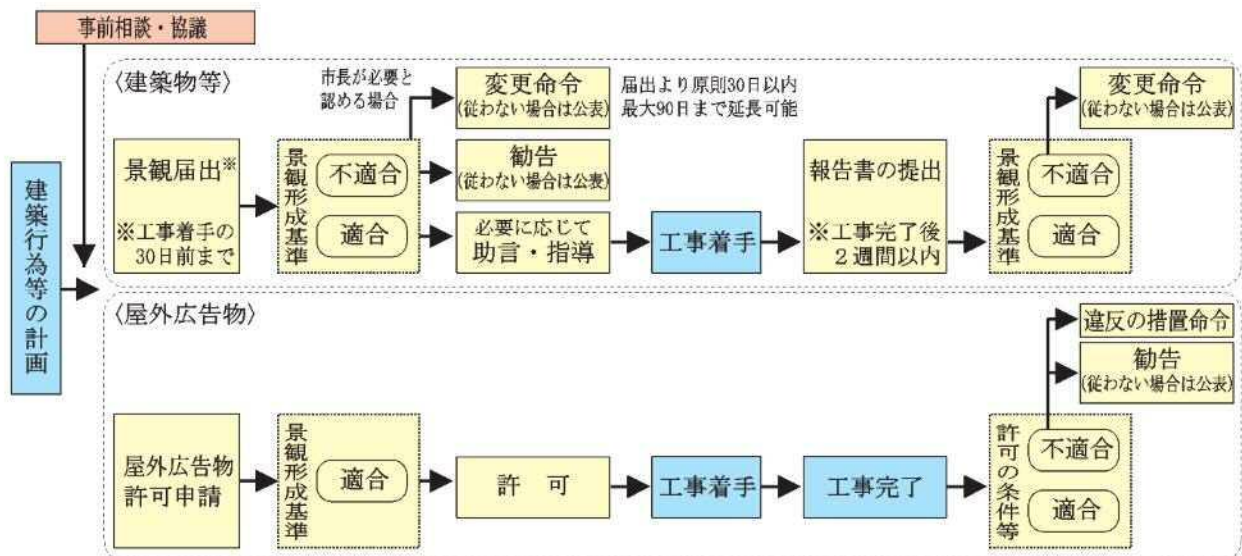
3 良好な景観形成のための景観形成方針と行為の制限

足助地区で行う建築物や工作物の建築、開発行為などは、それぞれに該当する「景観形成基準」に適合させる必要があります。また、「特定届出対象行為等」に示した行為を行う場合は、事前の届出などが必要です。

景観形成基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」などの対象となります。

なお、「勧告」「変更命令」に従わない場合は、罰則が適用されます。

以下に、届出等の手続フローを示します。



3-1 特定届出対象行為等

3-1-1 特定届出対象行為

① 建築物

建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更などに関する特定届出対象行為は、以下のとおりとします。

区域区分	特定届出対象行為
足助地区	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・高さが10mを超えるもの ・建築面積が10㎡を超えるもの ・自動車車庫※1

※1：主として自動車車庫の用途に供するもので、他の建築物と棟が別のものをいう。

② 工作物

工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更などに関する特定届出対象行為は、以下のとおりとします。

区域	特定届出対象行為		
	工作物 ^{※1}		
	右記以外の工作物	高架道路、高架鉄道 その他これらに類するもの	橋りょう、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類するもの
足助地区	次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・高さ^{※2}が10mを超えるもの ・建築物と一体となって設置されるもので、その高さが5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が10mを超えるもの ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの ・塀、柵、門その他これらに類するもので、その延長が2mを超えるもの ・自動販売機 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが5m超 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅員が4m超 ・延長が10m超

※1：「工作物」とは、土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので次に掲げるものをいう。

- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・橋りょう、横断歩道橋、こ線橋、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- ・製造施設、貯蔵施設、配水施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- ・駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- ・擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- ・野球場などの運動施設その他これらに類するもの
- ・垣、さく、塀及び門 ・人形や銅像などのモニュメント
- ・自動販売機

※2：「高さ」とは、地盤面から最高部までをいう。なお、建築物の屋上に設置される場合の工作物の高さは、建築物の屋上から最高部までをいう。

③ 開発行為

開発行為に対する特定届出対象行為は、以下のとおりとします。

区域区分	特定届出対象行為
足助地区	開発区域の面積が1,000㎡以上の開発行為 ^{※1}

※1：「開発行為」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）の第4条第12項に基づくものとする。

抜粋（都市計画法第4条第12項）

第4条

- 12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

3-1-2 許可申請対象行為

屋外広告物

屋外広告物を表示し又は設置する場合で、許可が必要な行為は以下のとおりとします。

区分	許可申請対象行為
自家用広告物 ^{※1}	広告表示面積の合計が20㎡を超えるもの
案内広告物 ^{※2}	広告表示面積にかかわらずすべてのもの

※1：自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業所もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所もしくは居所又は事業所、営業所もしくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※2：道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件をいう。

3-2 各ゾーンの景観形成方針と行為の制限

足助地区内の各ゾーンについて、景観形成の方針と景観の構成要素（景観要素）を整理し、秩序ある景観形成の指針となる「要素別の景観形成方針」を示します。

また、あわせて各ゾーンの個性や魅力を引き出し、良好な景観形成を育むための景観形成基準を示します。

① 松栄町国道筋ゾーン

(1) 景観形成方針

国道153号からの山並みへの眺望を活かし、旧街道筋のまちなみへの誘導口として魅力的な景観を形成します。



(2) 要素別の景観形成方針

景観要素	要素別の景観形成方針
山並み	<ul style="list-style-type: none"> ○山際の緑や山並みの適切な維持管理に努め、美しい自然景観を保全します。 ○工作物などの設置位置や形態意匠に配慮し、山の稜線への眺望、四季の彩りを保全します。
まちなみ	<ul style="list-style-type: none"> ○足助地区の玄関口として印象付けができるよう、周辺の景観と調和した形態意匠を促し、歴史的なまちなみ景観を演出する景観形成を進めます。 ○屋外広告物の形態意匠に配慮し、周囲の自然などの景観を活かした沿道景観づくりを進めます。 ○国道153号を始めとした道路および橋梁のガードレールや照明柱などの道路付属物は、周囲の自然景観などとの調和に配慮したシンプルな形態意匠とします。 ○足助大橋を足助地区における交通の変遷を物語る貴重な資源として、適切な維持管理に努めます。
足助らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ○足助大橋から見た巴川の景観や、水辺や山並みなど周囲の自然を保全し、潤い豊かな空間を維持します。 ○建築物の高さを可能な限り低く抑え、通りから見える山並み景観を保全します。

(3) 建築物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

建築物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

高さ	・主たる道路から13m以下とする。※3	
屋根	形式※1	・原則、和風で傾斜屋根(片流れは除く。)とする。
	色彩	・原則、無彩色とし、明度4以下とする。ただし、茅葺きとする場合は、この限りではない。
外壁 ※1	・原則、素地色又は無彩色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
建具等	・原則、建築物の外壁に準じた色彩とする。ただし、木材を使用する場合は素地色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
建築設備	・空調室外機などの建築設備は、道路などから見えない位置に設ける。やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設ける又は緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。 ・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物などからの視線に配慮し見えにくい位置に配置する、又は建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設け、周囲の景観を阻害しないようにする。 ・ただし、囲いなどを設けない場合は、色相が0R~10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下で塗装する。※4	

推進基準

地形	・既存の地形を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。
高さ	・周囲の山並みへの眺望に配慮し、建築物の高さは可能な限り低くするよう努める。

その他の基準

※以下の項目についても足助地区のまちなみに配慮し、可能な限り適合するよう努めること。

壁面の位置	・道路に面する主要な壁面の位置は、隣接する建築物の壁面と違和感のないようにする。	
構造	・木造以外の構造で建てる場合は、周囲の建築物と違和感のない意匠、材料とする。	
高さ	・高さは隣接する建築物に合わせ、かつ主たる道路から10m以下(軒の高さは7m以下)とする。※3	
屋根	形式※1	・原則、切妻とする。
	勾配	・周囲の建築物に合わせ、かつ4.5寸から6寸勾配とする。
	材料	・原則、日本瓦とする。
庇(ひさし)	・原則、道路に面する壁面に庇を設け、日本瓦葺きとする。	
外壁 ※1	・原則、漆喰塗り又は板張り(大正・昭和戦前以前の建物様式を用いる場合を除く。)とする。	
建具等	・原則、道路又は河川に面する建具は木製とする。	
外部土間	・洋風色の強い意匠、材料は用いない。	
樋(とい)	・原則、黒又は茶とする。ただし、銅を用いる場合は、素地色とする。	
自動車車庫等 ※2	・道路に面して設置する場合は、木製の扉を設けるなど、車両を見えにくくする。	

※1：自動車車庫及びガソリンスタンドは適用除外とする。

※2：主として自動車車庫の用途に供するもの又は建築物の一部を自動車車庫の用途に供するものをいう。

※3：「主たる道路」とは、主たる玄関に面する通りとする。

※4：自動車車庫及びガソリンスタンドの色彩に準用する。

(4) 工作物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

工作物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

高さ	・13m以下とする。
色彩 ※1	・原則、天然素材（木質・石質）を使用する場合は、素地色とする。 ・塗装（メッキを含む。）する場合は、色相が0R～10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下とする。ただし、彩度2以下かつ明度4以下とする場合は、この限りではない。

推進基準

位置 ※1	・周囲の建築物やまちなみ、自然資源などの状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。
形態 ※1	・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。 ・擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。
素材 ※1	・地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。 ・退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。

その他の基準

※以下の項目についても足助地区のまちなみに配慮し、可能な限り適合するよう努めること。

塀・柵・門	・原則、道路又は河川に面して設ける場合は、漆喰塗り又は板張りその他これに類するものとする。
自動販売機	・板壁もしくは格子などで覆う、又は低彩度かつ低明度で塗装する。

※1：自動販売機と消防に係る設備については適用除外とする。

(5) 開発行為に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

開発行為に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置・地形	・現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。 やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、又は緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。
緑化	・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 ・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。 ・周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。

(6) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観形成基準

屋外広告物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

景観法第8条第2項第5号イ

許可基準

種別	区分	景観形成基準
共通基準	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模及び形態とする。 ・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに配慮する。 ・原則、日本の伝統色に配慮した色彩とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。 ・広告物が定着する建築物又は周囲のまちなみ景観との調和に配慮する。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・極力集約化し、広告物の総量の抑制に努める。
自家用広告物 ※1	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は30㎡以下とする。※2
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・地上広告物は、地上からの高さが10m以下とする。
	位置・種類	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当しないこと。 ・広告塔 ・屋上広告板（底の上に設置するものは除く。） ・屋上広告塔 ・アドバルーン
管理広告物 ※3	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は3㎡以下とする。
案内広告物 ※4	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・5㎡以下とする。※5
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・5m以下とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・足助地区内に存する事業所等への案内表示とする。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・一事業所等につき一個とする。

※1：自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業所もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所もしくは居所又は事業所、営業所もしくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※2：広告表示面積の合計が20㎡を超える場合は、屋外広告物許可申請の提出が必要。

※3：自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※4：道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件をいう。

※5：広告表示面積にかかわらず、許可が必要。

② 香嵐溪入口ゾーン

(1) 景観形成方針

旧街道筋と香嵐溪への誘導拠点として、旧街道筋のまちなみと調和した景観を形成します。



(2) 要素別の景観形成方針

景観要素	要素別の景観形成方針
山並み	<ul style="list-style-type: none"> ○山際の緑や山並みの適切な維持管理に努め、美しい自然景観を保全します。 ○工作物などの設置位置や形態意匠に配慮し、山の稜線への眺望、四季の彩りを保全します。
まちなみ	<ul style="list-style-type: none"> ○足助地区の重要な観光資源である香嵐溪への導線として、賑わいの中にも落ち着いた感じられる沿道空間となるよう、建築物の形態意匠などに配慮します。 ○建築物の形態意匠は、可能な限り足助地区の伝統的な建築様式を用い、旧街道筋のまちなみ景観との調和に配慮します。 ○足助支所周辺は、足助地区のランドマークとなるべく、建築物の形態意匠に配慮するとともに、香嵐溪等周囲の景観資源と旧街道筋のまちなみの玄関口として魅力的な景観形成を進めます。 ○国道153号を始めとした道路や橋梁のガードレールや照明柱などの道路付属物は、周囲の自然景観などとの調和に配慮したシンプルな形態意匠とします。 ○足助大橋及び巴橋を、足助地区における交通の変遷を物語る貴重な資源として、適切な維持管理に努めます。 ○まちなみに配慮した屋外広告物の掲出を進め、足助地区固有の賑わいと活気を演出します。
足助らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の高さを可能な限り低く抑え、通りから見える山並み景観を保全します。 ○足助八幡宮の社寺林や飯盛山を背景とする景観を保全し、水辺や山並みなど周囲の自然との調和に配慮します。 ○無電柱化や道路の美装化などを推進し、まちなみ景観と自然景観の一体性の向上を図ります。

(3) 建築物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

建築物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

高さ	・主たる道路から13m以下とする。※3	
屋根	形式※1	・原則、切妻とする。
	勾配	・周囲の建築物に合わせ、かつ4.5寸から6寸勾配とする。
	色彩	・原則、無彩色とし、明度4以下とする。ただし、茅葺きとする場合は、この限りではない。
外壁 ※1	・原則、素地色又は無彩色（防腐剤などによる着色は除く。）とする。	
建具等	・原則、建築物の外壁に準じた色彩とする。ただし、木材を使用する場合は素地色（防腐剤などによる着色は除く。）とする。	
樋(とい)	・原則、黒又は茶とする。ただし、銅を用いる場合は、素地色とする。	
建築設備	・空調室外機などの建築設備は、道路などから見えない位置に設ける。やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設ける又は緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。 ・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物などからの視線に配慮し見えにくい位置に配置する、又は建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設け、周囲の景観を阻害しないようにする。 ・ただし、囲いなどを設けない場合は、色相が0R～10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下で塗装する。※4	

推進基準

地形	・既存の地形を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。
壁面の位置	・道路に面する主要な壁面の位置は、隣接する建築物の壁面と違和感のないようにする。
構造	・木造以外の構造で建てる場合は、周囲の建築物と違和感のない意匠、材料とする。
高さ	・周囲の山並みへの眺望に配慮し、建築物の高さは可能な限り低くするよう努める。 ・高さは隣接する建築物に合わせ、かつ主たる道路から10m以下(軒の高さは7m以下)とする。※3
建具等	・原則、道路又は河川に面する建具は木製とする。
外部土間	・洋風色の強い意匠、材料は用いない。

その他の基準

※以下の項目についても足助地区のまちなみに配慮し、可能な限り適合するよう努めること。

屋根	材料	・原則、日本瓦とする。
庇(ひさし)		・原則、道路に面する壁面に庇を設け、日本瓦葺きとする。
外壁 ※1		・原則、漆喰塗り又は板張り（大正・昭和戦前以前の建物様式を用いる場合を除く。）とする。
自動車車庫等 ※2		・道路に面して設置する場合は、木製の扉を設けるなど、車両を見えにくくする。

※1：自動車車庫及びガソリンスタンドは適用除外とする。

※2：主として自動車車庫の用途に供するもの又は建築物の一部を自動車車庫の用途に供するものをいう。

※3：「主たる道路」とは、主たる玄関に面する通りとする。

※4：自動車車庫及びガソリンスタンドの色彩に準用する。

(4) 工作物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

工作物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

形態	・13m以下とする。
色彩 ※1	・原則、天然素材（木質・石質）を使用する場合は、素地色とする。 ・塗装（メッキを含む。）する場合は、色相が0R～10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下とする。ただし、彩度2以下かつ明度4以下とする場合は、この限りではない。
自動販売機	・板壁もしくは格子などで覆う、又は低彩度かつ低明度で塗装する。

推進基準

位置 ※1	・周囲の建築物やまちなみ、自然資源などの状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。
形態 ※1	・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。 ・擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。
素材 ※1	・地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。 ・退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。
塀・柵・門	・原則、道路又は河川に面して設ける場合は、漆喰塗り又は板張りその他これに類するものとする。

※1：自動販売機と消防に係る設備については適用除外とする。

(5) 開発行為に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

開発行為に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置・地形	・現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。 やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、又は緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。
緑化	・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 ・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。 ・周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。

(6) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観形成基準

屋外広告物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

景観法第8条第2項第5号イ

許可基準

種別	区分	景観形成基準
共通基準	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模及び形態とする。 ・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに配慮する。 ・原則、日本の伝統色に配慮した色彩とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。 ・広告物が定着する建築物又は周囲のまちなみ景観との調和に配慮する。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・極力集約化し、広告物の総量の抑制に努める。
自家用広告物 ※1	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は20㎡以下とする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・地上広告物は、地上からの高さが10m以下とする。
	位置・種類	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当しないこと。 ・広告塔 ・屋上広告板（底の上に設置するものは除く。） ・屋上広告塔 ・アドバルーン
管理広告物 ※2	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は3㎡以下とする。
案内広告物 ※3	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・5㎡以下とする。※4
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・5m以下とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・足助地区内に存する事業所等への案内表示とする。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・一事業所等につき一個とする。

※1：自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業所もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所もしくは居所又は事業所、営業所もしくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※2：自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※3：道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件をいう。

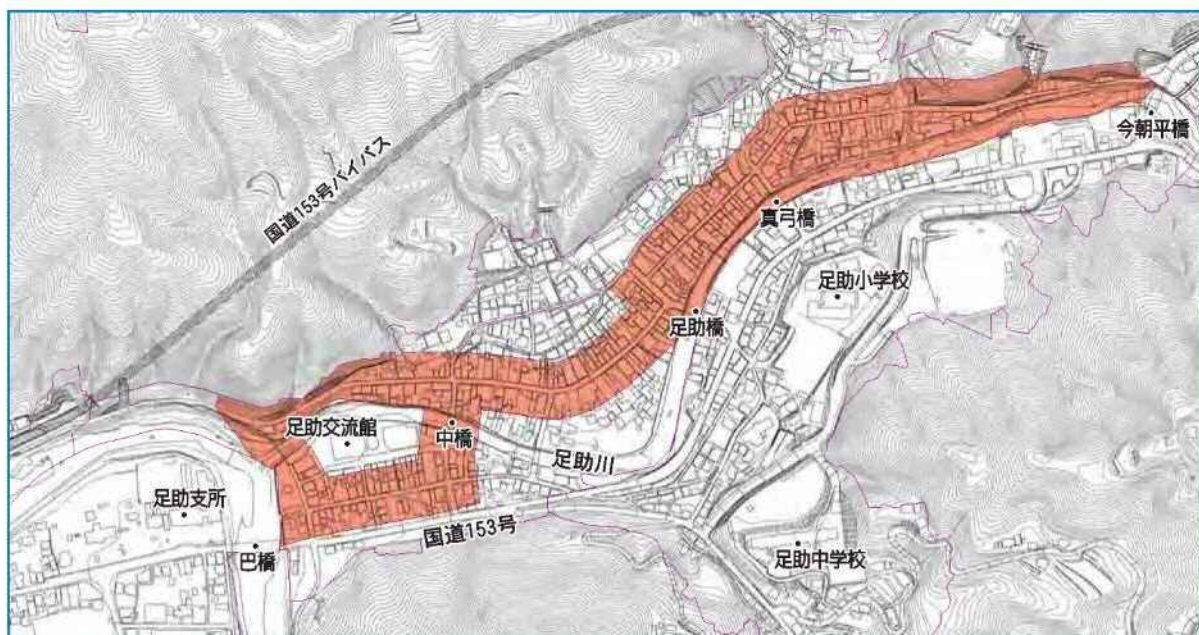
※4：広告表示面積にかかわらず、許可が必要。

③ 町並みゾーン

③-1 旧街道筋

(1) 景観形成方針

旧街道筋からの山並みへの眺望と足助地区の伝統的な建築様式を持つ家屋や郷蔵等の歴史的建造物が連続する景観を活かし、足助地区の歴史的なまちなみの核として魅力的な景観を形成します。



(2) 要素別の景観形成方針

景観要素	要素別の景観形成方針
山並み	<ul style="list-style-type: none"> ○山際の緑や山並みの適切な維持管理に努め、美しい自然景観を保全します。 ○工作物などの設置位置や形態意匠に配慮し、山の稜線への眺望、四季の彩りを保全します。
まちなみ	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の形態意匠は、足助地区の伝統的な建築様式に準じたものとし、足助地区固有のまちなみを保全します。 ○交通の変遷とともに積み重なった足助地区の歴史・文化を継承するまちなみを守り育みます。 ○建築物の形態意匠や高さ、壁面の位置に配慮し、歴史的なまちなみの連続性を高めます。 ○まちなみに配慮した屋外広告物の掲出を進め、足助地区固有の賑わいと活気を演出します。 ○足助川に架かる橋梁は、周囲のまちなみ景観との調和に配慮するとともに、歴史性やランドマーク性を損なわないよう配慮します。
足助らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の高さを可能な限り低く抑え、通りから見える山並み景観を保全します。 ○足助川周辺においては遊歩道を始め、水辺の活用を図るとともに、川との密接な関係を物語る生活の痕跡を保全します。 ○地域のコミュニティ活動や足助まつりなどを通じて、地域の文化的・歴史的な景観を継承します。 ○無電柱化や道路の美装化などを推進し、まちなみ景観と自然景観の一体性の向上を図ります。

(3) 建築物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

建築物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

壁面の位置	・道路に面する主要な壁面の位置は、隣接する建築物の壁面と違和感のないようにする。	
構造	・木造以外の構造で建てる場合は、周囲の建築物と違和感のない意匠、材料とする。	
高さ	・高さは隣接する建築物に合わせ、かつ主たる道路から10m以下(軒の高さは7m以下)とする。※3	
屋根	形式※1	・原則、切妻とする。
	勾配	・周囲の建築物に合わせ、かつ4.5寸から6寸勾配とする。
	材料	・原則、日本瓦とする。
	色彩	・原則、無彩色とし、明度4以下とする。ただし、茅葺きとする場合は、この限りではない。
庇(ひさし)	・原則、道路に面する壁面に庇を設け、日本瓦葺きとする。	
外壁 ※1	・原則、素地色又は無彩色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
	・原則、漆喰塗り又は板張り(大正・昭和戦前以前の建物様式を用いる場合を除く。)とする。	
建具等	・原則、建築物の外壁に準じた色彩とする。ただし、木材を使用する場合は素地色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
	・原則、道路又は河川に面する建具は木製とする。	
外部土間	・洋風色の強い意匠、材料は用いない。	
樋(とい)	・原則、黒又は茶とする。ただし、銅を用いる場合は、素地色とする。	
自動車車庫等 ※2	・道路に面して設置する場合は、木製の扉を設けるなど、車両を見えにくくする。	
建築設備	・空調室外機などの建築設備は、道路などから見えない位置に設ける。やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設ける又は緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。 ・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物などからの視線に配慮し見えにくい位置に配置する、又は建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設け、周囲の景観を阻害しないようにする。 ・ただし、囲いなどを設けない場合は、色相が0R~10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下で塗装する。※4	

推進基準

地形	・既存の地形を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。
----	-------------------------------------

※1：自動車車庫及びガソリンスタンドは適用除外とする。

※2：主として自動車車庫の用途に供するもの又は建築物の一部を自動車車庫の用途に供するものをいう。

※3：「主たる道路」とは、主たる玄関に面する通りとする。

※4：自動車車庫及びガソリンスタンドの色彩に準用する。

(4) 工作物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

工作物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

高さ	・13m以下とする。
色彩 ※1	・原則、天然素材（木質・石質）を使用する場合は、素地色とする。 ・塗装（メッキを含む。）する場合は、色相が0R～10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下とする。ただし、彩度2以下かつ明度4以下とする場合は、この限りではない。
塀・柵・門	・原則、道路又は河川に面して設ける場合は、漆喰塗り又は板張りその他これに類するものとする。
自動販売機	・板壁もしくは格子などで覆う、又は低彩度かつ低明度で塗装する。

推進基準

位置	・周囲の建築物やまちなみ、自然資源などの状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。
形態	・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。 ・擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。
素材	・地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。 ・退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。

※1：自動販売機と消防に係る設備については適用除外とする。

(5) 開発行為に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

開発行為に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置・地形	・現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。 やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、又は緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。
緑化	・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 ・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。 ・周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。

(6) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観形成基準

屋外広告物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

景観法第8条第2項第5号イ

許可基準

種別	区分	景観形成基準
共通基準	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模及び形態とする。 ・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに配慮する。 ・原則、日本の伝統色に配慮した色彩とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。 ・広告物が定着する建築物又は周囲のまちなみ景観との調和に配慮する。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・極力集約化し、広告物の総量の抑制に努める。
自家用広告物 ※1	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は20㎡以下とする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・地上広告物は、地上からの高さが10m以下とする。
	位置・種類	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当しないこと。 ・広告塔 ・屋上広告板（底の上に設置するものは除く。） ・屋上広告塔 ・アドバルーン
管理広告物 ※2	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は3㎡以下とする。
案内広告物 ※3	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・5㎡以下とする。※4
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・5m以下とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・足助地区内に存する事業所等への案内表示とする。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・一事業所等につき一個とする。

※1：自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業所もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所もしくは居所又は事業所、営業所もしくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※2：自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

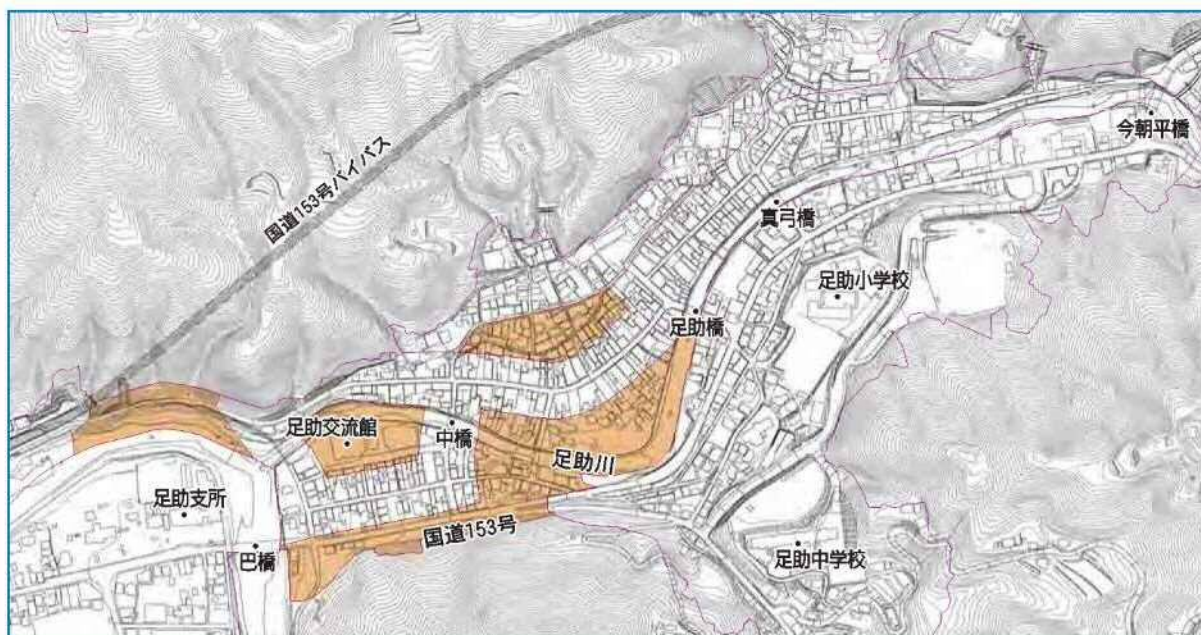
※3：道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件をいう。

※4：広告表示面積にかかわらず、許可が必要。

③-2 旧街道筋以外

(1) 景観形成方針

足助地区の伝統的な建築様式を持つ家屋が連続する景観や足助川沿いの情景、旧街道筋につづく小路の風情を活かし、歴史的なまちなみ景観を形成します。



(2) 要素別の景観形成方針

景観要素	要素別の景観形成方針
山並み	<ul style="list-style-type: none"> ○山際の緑や山並みの適切な維持管理に努め、美しい自然景観を保全します。 ○工作物などの設置位置や形態意匠に配慮し、山の稜線への眺望、四季の彩りを保全します。
まちなみ	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の形態意匠は、足助地区の伝統的な建築様式に準じたものとし、足助地区固有のまちなみ景観を保全します。 ○交通の変遷とともに積み重なった足助地区の歴史・文化を継承するまちなみを守り育みます。 ○建築物の形態意匠や高さ、壁面の位置に配慮し、歴史的なまちなみの連続性を高めます。 ○まちなみに配慮した屋外広告物の掲出を進め、足助地区固有の賑わいと活気を演出します。 ○足助川に架かる橋梁は、周囲のまちなみ景観との調和に配慮するとともに、歴史性やランドマーク性を損なわないよう配慮します。
足助らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の高さを可能な限り低く抑え、通りから見える山並み景観を保全します。 ○足助川周辺においては遊歩道をはじめ、水辺の活用を図るとともに、川との密接な関係を物語る生活の痕跡を保全します。 ○地域のコミュニティ活動や足助まつりなどを通じて、地域の文化的・歴史的な景観を継承します。 ○無電柱化や道路の美装化などを推進し、まちなみ景観と自然景観の一体性の向上を図ります。

(3) 建築物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

建築物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

壁面の位置	・道路に面する主要な壁面の位置は、隣接する建築物の壁面と違和感のないようにする。	
構造	・木造以外の構造で建てる場合は、周囲の建築物と違和感のない意匠、材料とする。	
高さ	・高さは隣接する建築物に合わせ、かつ主たる道路から10m以下(軒の高さは7m以下)とする。※3	
屋根	形式※1	・原則、切妻とする。
	勾配	・周囲の建築物に合わせ、かつ4.5寸から6寸勾配とする。
	色彩	・原則、無彩色とし、明度4以下とする。ただし、茅葺きとする場合は、この限りではない。
外壁 ※1	・原則、素地色又は無彩色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
建具等	・原則、建築物の外壁に準じた色彩とする。ただし、木材を使用する場合は素地色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
外部土間	・洋風色の強い意匠、材料は用いない。	
樋(とい)	・原則、黒又は茶とする。ただし、銅を用いる場合は、素地色とする。	
建築設備	・空調室外機などの建築設備は、道路などから見えない位置に設ける。やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設ける又は緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。 ・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物などからの視線に配慮し見えにくい位置に配置する、又は建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設け、周囲の景観を阻害しないようにする。 ・ただし、囲いなどを設けない場合は、色相が0R~10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下で塗装する。※4	

推進基準

地形	・既存の地形を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。
屋根 材料	・原則、日本瓦とする。
庇(ひさし)	・原則、道路に面する壁面に庇を設け、日本瓦葺きとする。
外壁 ※1	・原則、漆喰塗り又は板張り(大正・昭和戦前以前の建物様式を用いる場合を除く。)とする。
建具等	・原則、道路又は河川に面する建具は木製とする。
自動車車庫等 ※2	・道路に面して設置する場合は、木製の扉を設けるなど、車両を見えにくくする。

※1：自動車車庫及びガソリンスタンドは適用除外とする。

※2：主として自動車車庫の用途に供するもの又は建築物の一部を自動車車庫の用途に供するものをいう。

※3：「主たる道路」とは、主たる玄関に面する通りとする。

※4：自動車車庫及びガソリンスタンドの色彩に準用する。

(4) 工作物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

工作物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

高さ	・13m以下とする。
色彩 ※1	・原則、天然素材（木質・石質）を使用する場合は、素地色とする。 ・塗装（メッキを含む。）する場合は、色相が0R～10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下とする。ただし、彩度2以下かつ明度4以下とする場合は、この限りではない。
自動販売機	・板壁もしくは格子などで覆う、又は低彩度かつ低明度で塗装する。

推進基準

位置	・周囲の建築物やまちなみ、自然資源などの状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。
形態	・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。 ・擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。
素材	・地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。 ・退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。
塀・柵・門	・原則、道路又は河川に面して設ける場合は、漆喰塗り又は板張りその他これに類するものとする。

※1：自動販売機と消防に係る設備については適用除外とする。

(5) 開発行為に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

開発行為に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置・地形	・現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。 やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、又は緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。
緑化	・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 ・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。 ・周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。

(6) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観形成基準

屋外広告物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

景観法第8条第2項第5号イ

許可基準

種別	区分	景観形成基準
共通基準	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模及び形態とする。 ・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに配慮する。 ・原則、日本の伝統色に配慮した色彩とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。 ・広告物が定着する建築物又は周囲のまちなみ景観との調和に配慮する。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・極力集約化し、広告物の総量の抑制に努める。
自家用広告物 ※1	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は20㎡以下とする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・地上広告物は、地上からの高さが10m以下とする。
	位置・種類	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当しないこと。 ・広告塔 ・屋上広告板（底の上に設置するものは除く。） ・屋上広告塔 ・アドバルーン
管理広告物 ※2	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は3㎡以下とする。
案内広告物 ※3	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・5㎡以下とする。※4
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・5m以下とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・足助地区内に存する事業所等への案内表示とする。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・一事業所等につき一個とする。

※1：自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業所もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所もしくは居所又は事業所、営業所もしくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※2：自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

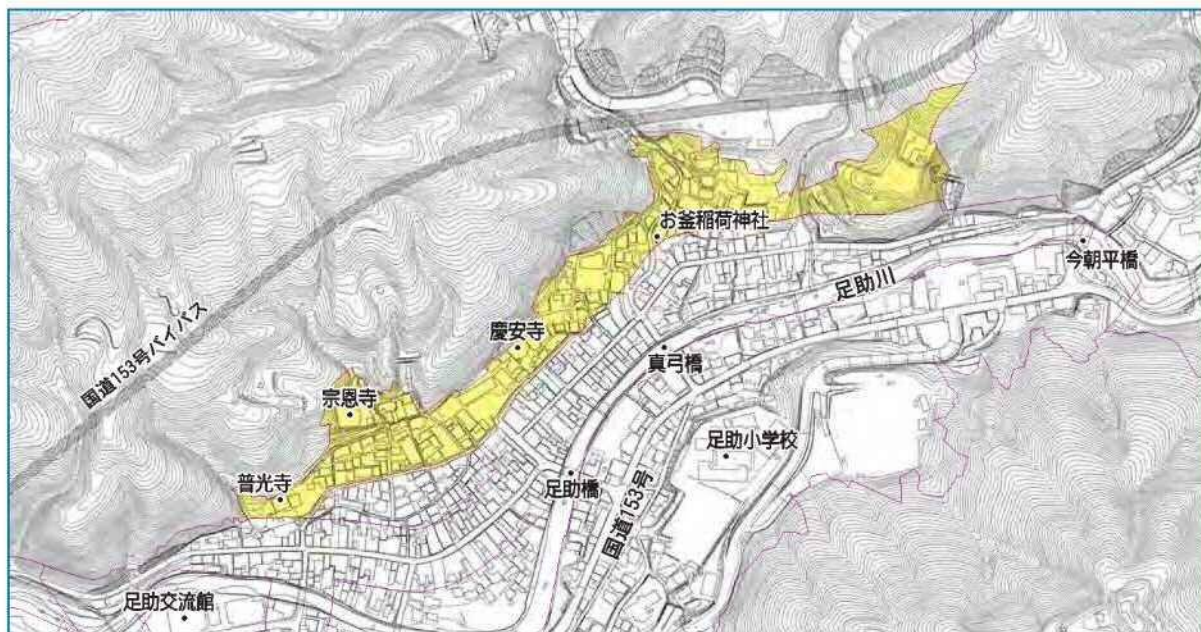
※3：道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件をいう。

※4：広告表示面積にかかわらず、許可が必要。

④ 陣屋・寺町ゾーン

(1) 景観形成方針

神社仏閣と閑静なまちなみが一体となった景観を活かし、旧街道筋の歴史的な趣が感じられる景観を形成します。



(2) 要素別の景観形成方針

景観要素	要素別の景観形成方針
山並み	<ul style="list-style-type: none"> ○山際の緑や山並みの適切な維持管理に努め、美しい自然景観を保全します。 ○工作物などの設置位置や形態意匠に配慮し、山の稜線への眺望、四季の彩りを保全します。
まちなみ	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の形態意匠は、足助地区の伝統的な建築様式に準じたものとし、足助地区固有のまちなみ景観を保全します。 ○旧街道筋のまちなみと一体となった足助地区の歴史・文化が感じられるまちなみの形成を進めます。 ○まちなみに配慮した屋外広告物の掲出を進め、足助地区固有の賑わいと活気を演出します。 ○普光寺、宗恩寺、慶安寺、お釜稲荷神社などの歴史的な建造物は、適切な維持管理に努めます。
足助らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の高さを可能な限り低く抑え、通りから見える山並み景観を保全します。 ○足助地区の伝統的な様式を用いた建築物を核として、周囲の歴史的な趣を残すまちなみ景観や、山並みへの眺望景観との調和に配慮した景観形成を進めます。 ○宗恩寺などから見たまちなみの景観においては、旧街道筋のまちなみと一体的になった、歴史的な趣が感じられる景観を形成します。 ○無電柱化や道路の美装化などを推進し、まちなみ景観と自然景観の一体性の向上を図ります。

(3) 建築物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

建築物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

壁面の位置	・道路に面する主要な壁面の位置は、隣接する建築物の壁面と違和感のないようにする。	
構造	・木造以外の構造で建てる場合は、周囲の建築物と違和感のない意匠、材料とする。	
高さ	・高さは隣接する建築物に合わせ、かつ主たる道路から10m以下(軒の高さは7m以下)とする。※3	
屋根	形式※1	・原則、切妻とする。
	勾配	・周囲の建築物に合わせ、かつ4.5寸から6寸勾配とする。
	色彩	・原則、無彩色とし、明度4以下とする。ただし、茅葺きとする場合は、この限りではない。
外壁 ※1	・原則、素地色又は無彩色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
建具等	・原則、建築物の外壁に準じた色彩とする。ただし、木材を使用する場合は素地色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
樋(とい)	・原則、黒又は茶とする。ただし、銅を用いる場合は、素地色とする。	
建築設備	・空調室外機などの建築設備は、道路などから見えない位置に設ける。やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設ける又は緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。 ・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物などからの視線に配慮し見えにくい位置に配置する、又は建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設け、周囲の景観を阻害しないようにする。 ・ただし、囲いなどを設けない場合は、色相が0R~10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下で塗装する。※4	

推進基準

地形	・既存の地形を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。
屋根 材料	・原則、日本瓦とする。
庇(ひさし)	・原則、道路に面する壁面に庇を設け、日本瓦葺きとする。
外壁 ※1	・原則、漆喰塗り又は板張り(大正・昭和戦前以前の建物様式を用いる場合を除く。)とする。
建具等	・原則、道路又は河川に面する建具は木製とする。
外部土間	・洋風色の強い意匠、材料は用いない。
自動車車庫等 ※2	・道路に面して設置する場合は、木製の扉を設けるなど、車両を見えにくくする。

※1：自動車車庫及びガソリンスタンドは適用除外とする。

※2：主として自動車車庫の用途に供するもの又は建築物の一部を自動車車庫の用途に供するものをいう。

※3：「主たる道路」とは、主たる玄関に面する通りとする。

※4：自動車車庫及びガソリンスタンドの色彩に準用する。

(4) 工作物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

工作物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

高さ	・13m以下とする。
色彩 ※1	・原則、天然素材（木質・石質）を使用する場合は、素地色とする。 ・塗装（メッキを含む。）する場合は、色相が0R～10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下とする。ただし、彩度2以下かつ明度4以下とする場合は、この限りではない。
自動販売機	・板壁もしくは格子などで覆う、又は低彩度かつ低明度で塗装する。

推進基準

位置	・周囲の建築物やまちなみ、自然資源などの状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。
形態	・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。 ・擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。
素材	・地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。 ・退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。
塀・柵・門	・原則、道路又は河川に面して設ける場合は、漆喰塗り又は板張りその他これに類するものとする。

※1：自動販売機と消防に係る設備については適用除外とする。

(5) 開発行為に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

開発行為に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置・地形	・現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。 やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、又は緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。
緑化	・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 ・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。 ・周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。

(6) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観形成基準

屋外広告物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

景観法第8条第2項第5号イ

許可基準

種別	区分	景観形成基準
共通基準	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模及び形態とする。 ・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに配慮する。 ・原則、日本の伝統色に配慮した色彩とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。 ・広告物が定着する建築物又は周囲のまちなみ景観との調和に配慮する。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・極力集約化し、広告物の総量の抑制に努める。
自家用広告物 ※1	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は20㎡以下とする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・地上広告物は、地上からの高さが10m以下とする。
	位置・種類	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当しないこと。 ・広告塔 ・屋上広告板（底の上に設置するものは除く。） ・屋上広告塔 ・アドバルーン
管理広告物 ※2	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は3㎡以下とする。
案内広告物 ※3	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・5㎡以下とする。※4
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・5m以下とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・足助地区内に存する事業所等への案内表示とする。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・一事業所等につき一個とする。

※1：自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業所もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所もしくは居所又は事業所、営業所もしくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※2：自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

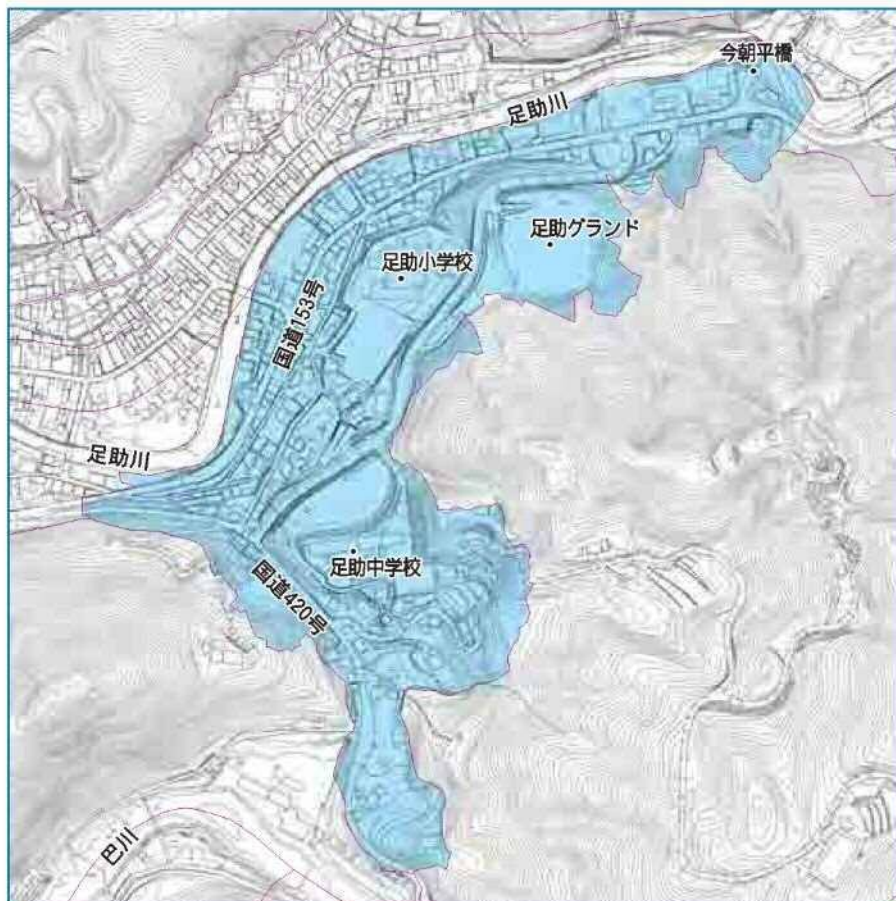
※3：道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件をいう。

※4：広告表示面積にかかわらず、許可が必要。

⑤ 文教ゾーン

(1) 景観形成方針

まちなみと周囲の真弓山や飯盛山などの山林が一体となって形成された景観を保全し、旧街道筋の歴史的なまちなみ景観と調和した魅力的な景観を形成します。



(2) 要素別の景観形成方針

景観要素	要素別の景観形成方針
山並み	<ul style="list-style-type: none"> ○山際の緑や山並みの適切な維持管理に努め、美しい自然景観を保全します。 ○工作物などの設置位置や形態意匠に配慮し、山の稜線への眺望、四季の彩りを保全します。
まちなみ	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の形態意匠は、足助地区の伝統的な建築様式を用いるなど、足助地区の歴史・文化の感じられるまちなみ景観の形成を進めます。 ○観音山から見たまちなみの景観に配慮し、旧街道筋のまちなみに調和した、歴史的な趣が感じられる景観を形成します。 ○ガードレールや照明柱などの道路付属物は、周囲の自然景観などとの調和に配慮したシンプルな形態意匠とします。 ○周囲の自然や足助地区のまちなみ景観に配慮した、屋外広告物の掲出を促します。
足助らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の高さを可能な限り低く抑え、通りから見える山並み景観を保全します。 ○足助地区の伝統的な様式を用いた建築物を核として、周囲の歴史的な趣を残すまちなみ景観や、山並みへの眺望景観との調和に配慮した景観形成を進めます。 ○足助小学校や中学校など建築物・工作物は、緑豊かな自然景観との調和に努めるとともに、観音山からの眺望に配慮した形態意匠を促します。

(3) 建築物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

建築物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

高さ	・主たる道路から13m以下とする。※3	
屋根	形式※1	・原則、和風で傾斜屋根(片流れは除く。)とする。
	色彩	・原則、無彩色とし、明度4以下とする。ただし、茅葺きとする場合は、この限りではない。
外壁 ※1	・原則、素地色又は無彩色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
建具等	・原則、建築物の外壁に準じた色彩とする。ただし、木材を使用する場合は素地色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
建築設備	・空調室外機などの建築設備は、道路などから見えない位置に設ける。やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設ける又は緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。 ・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物などからの視線に配慮し見えにくい位置に配置する、又は建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設け、周囲の景観を阻害しないようにする。 ・ただし、囲いなどを設けない場合は、色相が0R~10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下で塗装する。※4	

推進基準

地形	・既存の地形を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。	
壁面の位置	・道路に面する主要な壁面の位置は、隣接する建築物の壁面と違和感のないようにする。	
構造	・木造以外の構造で建てる場合は、周囲の建築物と違和感のない意匠、材料とする。	
高さ	・周囲の山並みへの眺望に配慮し、建築物の高さは可能な限り低くするよう努める。 ・高さは隣接する建築物に合わせ、かつ主たる道路から10m以下(軒の高さは7m以下)とする。※3	
屋根	形式※1	・原則、切妻とする。
	勾配	・周囲の建築物に合わせ、かつ4.5寸から6寸勾配とする。

その他の基準

※以下の項目についても足助地区のまちなみに配慮し、可能な限り適合するよう努めること。

屋根 材料	・原則、日本瓦とする。
庇(ひさし)	・原則、道路に面する壁面に庇を設け、日本瓦葺きとする。
外壁 ※1	・原則、漆喰塗り又は板張り(大正・昭和戦前以前の建物様式を用いる場合を除く。)とする。
建具等	・原則、道路又は河川に面する建具は木製とする。
外部土間	・洋風色の強い意匠、材料は用いない。
樋(とい)	・原則、黒又は茶とする。ただし、銅を用いる場合は、素地色とする。
自動車車庫等 ※2	・道路に面して設置する場合は、木製の扉を設けるなど、車両を見えにくくする。

※1：自動車車庫及びガソリンスタンドは適用除外とする。

※2：主として自動車車庫の用途に供するもの又は建築物の一部を自動車車庫の用途に供するものをいう。

※3：「主たる道路」とは、主たる玄関に面する通りとする。

※4：自動車車庫及びガソリンスタンドの色彩に準用する。

(4) 工作物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

工作物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

高さ	・13m以下とする。
色彩 ※1	・原則、天然素材（木質・石質）を使用する場合は、素地色とする。 ・塗装（メッキを含む。）する場合は、色相がOR～10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下とする。ただし、彩度2以下かつ明度4以下とする場合は、この限りではない。

推進基準

位置	・周囲の建築物やまちなみ、自然資源などの状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。
形態	・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。 ・擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。
素材	・地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。 ・退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。

その他の基準

※以下の項目についても足助地区のまちなみに配慮し、可能な限り適合するよう努めること。

塀・柵・門	・原則、道路又は河川に面して設ける場合は、漆喰塗り又は板張りその他これに類するものとする。
自動販売機	・板壁もしくは格子などで覆う、又は低彩度かつ低明度で塗装する。

※1：自動販売機と消防に係る設備については適用除外とする。

(5) 開発行為に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

開発行為に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置・地形	・現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。 やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、又は緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。
緑化	・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 ・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。 ・周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。

(6) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観形成基準

屋外広告物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

景観法第8条第2項第5号イ

許可基準

種別	区分	景観形成基準
共通基準	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模及び形態とする。 ・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに配慮する。 ・原則、日本の伝統色に配慮した色彩とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。 ・広告物が定着する建築物又は周囲のまちなみ景観との調和に配慮する。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・極力集約化し、広告物の総量の抑制に努める。
自家用広告物 ※1	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は20㎡以下とする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・地上広告は、地上からの高さが10m以下とする。
	位置・種類	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当しないこと。 ・広告塔 ・屋上広告板（底の上に設置するものは除く。） ・屋上広告塔 ・アドバルーン
管理広告物 ※2	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は3㎡以下とする。
案内広告物 ※3	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・5㎡以下とする。※4
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・5m以下とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・足助地区内に存する事業所等への案内表示とする。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・一事業所等につき一個とする。

※1：自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業所もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所もしくは居所又は事業所、営業所もしくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※2：自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

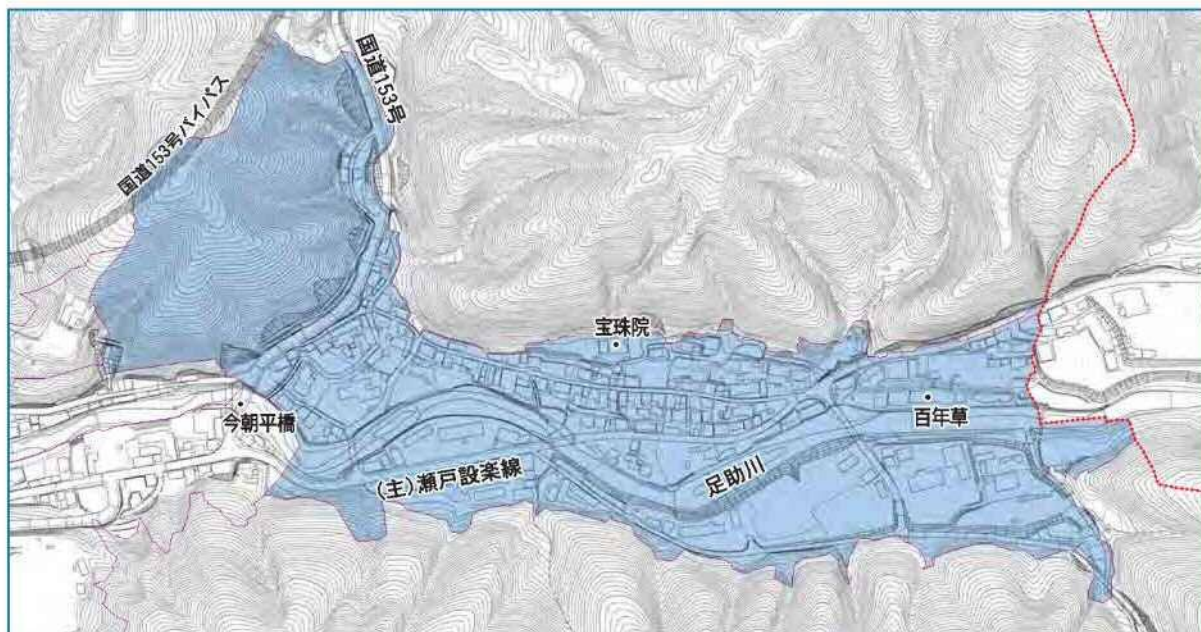
※3：道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件をいう。

※4：広告表示面積にかかわらず、許可が必要。

⑥ 親王町ゾーン

(1) 景観形成方針

足助地区の伝統的な建築様式を持つ家屋や神社仏閣と山並みや足助川が織り成す景観を活かし、旧街道筋の歴史的なまちなみと一体となった景観を形成します。



(2) 要素別の景観形成方針

景観要素	要素別の景観形成方針
山並み	<ul style="list-style-type: none"> ○山際の緑や山並みの適切な維持管理に努め、美しい自然景観を保全します。 ○工作物などの設置位置や形態意匠に配慮し、山の稜線への眺望、四季の彩りを保全します。
まちなみ	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の形態意匠は、足助地区の伝統的な建築様式を用いるなど、足助地区の歴史・文化の感じられるまちなみ景観の形成を進めます。 ○神社仏閣などの歴史的な建造物は、適切な維持管理に努めます。 ○ガードレールや照明柱などの道路付属物は、周囲の自然景観などとの調和に配慮したシンプルな形態意匠とします。 ○足助川に架かる橋梁は、周囲の自然との調和に配慮します。 ○周囲の自然や足助地区のまちなみ景観に配慮した、屋外広告物の掲出を促します。
足助らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の高さを可能な限り低く抑え、通りから見える山並み景観を保全します。 ○足助地区の伝統的な様式を用いた建築物を核として、周囲の歴史的な趣を残すまちなみ景観や、山並みへの眺望景観との調和に配慮した景観形成を進めます。 ○足助川周辺においては河川と一体的景観を成している沿岸の木々を保全するとともに、護岸の形態意匠にも配慮し、豊かな自然景観を維持します。

(3) 建築物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

建築物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

高さ	・主たる道路から13m以下とする。※3	
屋根	形式※1	・原則、和風で傾斜屋根(片流れは除く。)とする。
	色彩	・原則、無彩色とし、明度4以下とする。ただし、茅葺きとする場合は、この限りではない。
外壁 ※1	・原則、素地色又は無彩色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
建具等	・原則、建築物の外壁に準じた色彩とする。ただし、木材を使用する場合は素地色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
建築設備	・空調室外機などの建築設備は、道路などから見えない位置に設ける。やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設ける又は緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。 ・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物などからの視線に配慮し見えにくい位置に配置する、又は建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設け、周囲の景観を阻害しないようにする。 ・ただし、囲いなどを設けない場合は、色相が0R~10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下で塗装する。※4	

推進基準

地形	・既存の地形を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。	
壁面の位置	・道路に面する主要な壁面の位置は、隣接する建築物の壁面と違和感のないようにする。	
構造	・木造以外の構造で建てる場合は、周囲の建築物と違和感のない意匠、材料とする。	
高さ	・周囲の山並みへの眺望に配慮し、建築物の高さは可能な限り低くするよう努める。 ・高さは隣接する建築物に合わせ、かつ主たる道路から10m以下(軒の高さは7m以下)とする。※3	
屋根	形式※1	・原則、切妻とする。
	勾配	・周囲の建築物に合わせ、かつ4.5寸から6寸勾配とする。
樋(とい)	・原則、黒又は茶とする。ただし、銅を用いる場合は、素地色とする。	

その他の基準

※以下の項目についても足助地区のまちなみに配慮し、可能な限り適合するよう努めること。

屋根	材料	・原則、日本瓦とする。
庇(ひさし)		・原則、道路に面する壁面に庇を設け、日本瓦葺きとする。
外壁 ※1		・原則、漆喰塗り又は板張り(大正・昭和戦前以前の建物様式を用いる場合を除く。)とする。
建具等		・原則、道路又は河川に面する建具は木製とする。
外部土間		・洋風色の強い意匠、材料は用いない。
自動車車庫等 ※2		・道路に面して設置する場合は、木製の扉を設けるなど、車両を見えにくくする。

※1：自動車車庫及びガソリンスタンドは適用除外とする。

※2：主として自動車車庫の用途に供するもの又は建築物の一部を自動車車庫の用途に供するものをいう。

※3：「主たる道路」とは、主たる玄関に面する通りとする。

※4：自動車車庫及びガソリンスタンドの色彩に準用する。

(4) 工作物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

工作物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

高さ	・13m以下とする。
色彩 ※1	・原則、天然素材（木質・石質）を使用する場合は、素地色とする。 ・塗装（メッキを含む。）する場合は、色相が0R～10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下とする。ただし、彩度2以下かつ明度4以下とする場合は、この限りではない。

推進基準

位置	・周囲の建築物やまちなみ、自然資源などの状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。
形態	・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。 ・擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。
素材	・地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。 ・退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。
自動販売機	・板壁もしくは格子などで覆う、又は低彩度かつ低明度で塗装する。

その他の基準

※以下の項目についても足助地区のまちなみに配慮し、可能な限り適合するよう努めること。

塀・柵・門	・原則、道路又は河川に面して設ける場合は、漆喰塗り又は板張りその他これに類するものとする。
-------	---

※1：自動販売機と消防に係る設備については適用除外とする。

(5) 開発行為に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

開発行為に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置・地形	・現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。 やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、又は緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。
緑化	・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 ・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。 ・周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。

(6) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観形成基準

屋外広告物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

景観法第8条第2項第5号イ

許可基準

種別	区分	景観形成基準
共通基準	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模及び形態とする。 ・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに配慮する。 ・原則、日本の伝統色に配慮した色彩とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。 ・広告物が定着する建築物又は周囲のまちなみ景観との調和に配慮する。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・極力集約化し、広告物の総量の抑制に努める。
自家用広告物 ※1	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は20㎡以下とする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・地上広告は、地上からの高さが10m以下とする。
	位置・種類	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当しないこと。 ・広告塔 ・屋上広告板（底の上に設置するものは除く。） ・屋上広告塔 ・アドバルーン
管理広告物 ※2	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は3㎡以下とする。
案内広告物 ※3	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・5㎡以下とする。※4
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・5m以下とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・足助地区内に存する事業所等への案内表示とする。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・一事業所等につき一個とする。

※1：自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業所もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所もしくは居所又は事業所、営業所もしくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※2：自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※3：道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件をいう。

※4：広告表示面積にかかわらず、許可が必要。

⑦ 飯盛山ゾーン

(1) 景観形成方針

緑豊かな飯盛山と巴川が一体となった美しい自然景観を保全、活用し、足助地区の観光資源として魅力的な景観を形成します。



(2) 要素別の景観形成方針

景観要素	要素別の景観形成方針
山並み	<ul style="list-style-type: none"> ○山際の緑や山並みの適切な維持管理を進め、美しい自然景観を保全します。 ○工作物などの設置位置や形態意匠に配慮し、山の稜線への眺望、四季の彩りを保全します。
まちなみ	<ul style="list-style-type: none"> ○山並み景観との一体感が損なわれないよう、屋外広告物の形態意匠に配慮します。 ○建築物の形態意匠に配慮を促し、足助地区の歴史・文化の趣が感じられる景観を形成します。 ○ガードレールや照明柱などは、周囲の自然景観などとの調和に配慮した、シンプルな形態意匠とします。
足助らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の高さを可能な限り低く抑え、通りから見える山並み景観を保全します。 ○巴川周辺においては河川と一体的景観を成している沿岸の木々を保全するとともに、護岸の形態意匠にも配慮し、豊かな自然景観を維持します。 ○巴川に架かる橋梁は、周囲の自然との調和に十分配慮します。 ○電線類の地中化や飯盛山の維持管理を推進し、将来にわたって足助地区の観光資源として活用します。

(3) 建築物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

建築物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

構造	・木造以外の構造で建てる場合は、周囲の建築物と違和感のない意匠、材料とする。	
高さ	・主たる道路から13m以下とする。※3	
屋根	形式※1	・原則、和風で傾斜屋根(片流れは除く。)とする。
	色彩	・原則、無彩色とし、明度4以下とする。ただし、茅葺きとする場合は、この限りではない。
外壁 ※1	・原則、素地色又は無彩色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
建具等	・原則、建築物の外壁に準じた色彩とする。ただし、木材を使用する場合は素地色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空調室外機などの建築設備は、道路などから見えない位置に設ける。やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設ける又は緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。 ・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物などからの視線に配慮し見えにくい位置に配置する、又は建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設け、周囲の景観を阻害しないようにする。 ・ただし、囲いなどを設けない場合は、色相が0R~10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下で塗装する。※4 	

推進基準

地形	・既存の地形を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。
高さ	・周囲の山並みへの眺望に配慮し、建築物の高さは可能な限り低くするよう努める。

その他の基準

※以下の項目についても足助地区のまちなみに配慮し、可能な限り適合するよう努めること。

壁面の位置	・道路に面する主要な壁面の位置は、隣接する建築物の壁面と違和感のないようにする。	
高さ	・高さは隣接する建築物に合わせ、かつ主たる道路から10m以下(軒の高さは7m以下)とする。※3	
屋根	形式※1	・原則、切妻とする。
	勾配	・周囲の建築物に合わせ、かつ4.5寸から6寸勾配とする。
	材料	・原則、日本瓦とする。
庇(ひさし)	・原則、道路に面する壁面に庇を設け、日本瓦葺きとする。	
外壁 ※1	・原則、漆喰塗り又は板張り(大正・昭和戦前以前の建物様式を用いる場合を除く。)とする。	
建具等	・原則、道路又は河川に面する建具は木製とする。	
外部土間	・洋風色の強い意匠、材料は用いない。	
樋(とい)	・原則、黒又は茶とする。ただし、銅を用いる場合は、素地色とする。	
自動車車庫等 ※2	・道路に面して設置する場合は、木製の扉を設けるなど、車両を見えにくくする。	

※1：自動車車庫及びガソリンスタンドは適用除外とする。

※2：主として自動車車庫の用途に供するもの又は建築物の一部を自動車車庫の用途に供するものをいう。

※3：「主たる道路」とは、主たる玄関に面する通りとする。

※4：自動車車庫及びガソリンスタンドの色彩に準用する。

(4) 工作物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

工作物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

高さ	・13m以下とする。
色彩 ※1	・原則、天然素材（木質・石質）を使用する場合は、素地色とする。 ・塗装（メッキを含む。）する場合は、色相が0R～10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下とする。ただし、彩度2以下かつ明度4以下とする場合は、この限りではない。
自動販売機	・板壁もしくは格子などで覆う、又は低彩度かつ低明度で塗装する。

推進基準

位置	・周囲の建築物やまちなみ、自然資源などの状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。
形態	・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。 ・擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。
素材	・地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。 ・退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。

その他の基準

※以下の項目についても足助地区のまちなみに配慮し、可能な限り適合するよう努めること。

塀・柵・門	・原則、道路又は河川に面して設ける場合は、漆喰塗り又は板張りその他これに類するものとする。
-------	---

※1：自動販売機と消防に係る設備については適用除外とする。

(5) 開発行為に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

開発行為に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置・地形	・現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。 やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、又は緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。
緑化	・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 ・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。 ・周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。

(6) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観形成基準

屋外広告物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

景観法第8条第2項第5号イ

許可基準

種別	区分	景観形成基準
共通基準	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模及び形態とする。 ・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに配慮する。 ・原則、日本の伝統色に配慮した色彩とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。 ・広告物が定着する建築物又は周囲のまちなみ景観との調和に配慮する。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・極力集約化し、広告物の総量の抑制に努める。
自家用広告物 ※1	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は20㎡以下とする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・地上広告は、地上からの高さが10m以下とする。
	位置・種類	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当しないこと。 ・広告塔 ・屋上広告板（底の上に設置するものは除く。） ・屋上広告塔 ・アドバルーン
管理広告物 ※2	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は3㎡以下とする。
案内広告物 ※3	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・5㎡以下とする。※4
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・5m以下とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・足助地区内に存する事業所等への案内表示とする。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・一事業所等につき一個とする。

※1：自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業所もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所もしくは居所又は事業所、営業所もしくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※2：自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

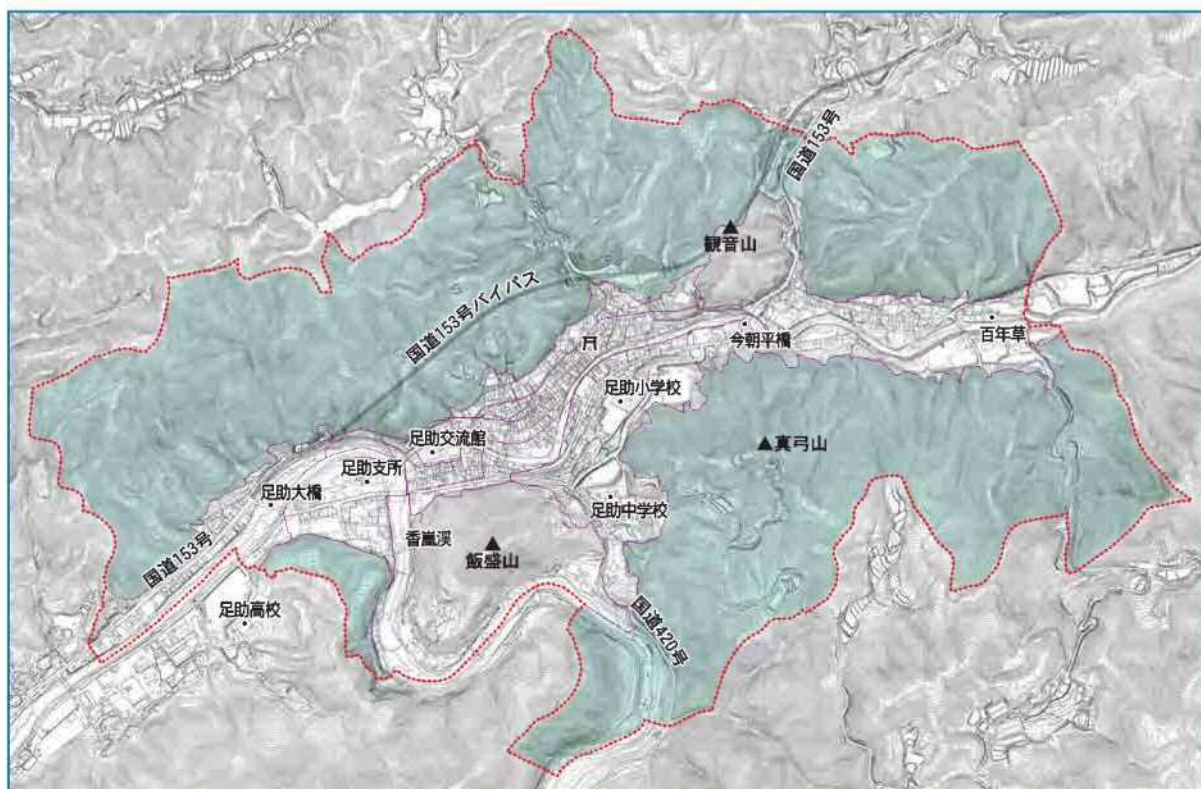
※3：道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件をいう。

※4：広告表示面積にかかわらず、許可が必要。

⑧ 山並みゾーン

(1) 景観形成方針

豊かな自然景観を適切に保全し、まちなみ景観の借景としての魅力的な景観を形成します。



(2) 要素別の景観形成方針

景観要素	要素別の景観形成方針
山並み	<ul style="list-style-type: none"> ○山際の緑や山並みの適切な維持管理を進め、美しい自然景観を保全します。 ○工作物などの設置位置や形態意匠に配慮し、山の稜線への眺望、四季の彩りを保全します。
足助らしさ	<ul style="list-style-type: none"> ○山並みの稜線や足助城などへの眺望景観を保全し、足助地区固有の自然景観の育成を推進します。

(3) 建築物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

建築物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

高さ	・主たる道路から13m以下とする。※3	
屋根	形式※1	・原則、和風で傾斜屋根(片流れは除く。)とする。
	色彩	・原則、無彩色とし、明度4以下とする。ただし、茅葺きとする場合は、この限りではない。
外壁 ※1	・原則、素地色又は無彩色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
建具等	・原則、建築物の外壁に準じた色彩とする。ただし、木材を使用する場合は素地色(防腐剤などによる着色は除く。)とする。	
建築設備	・空調室外機などの建築設備は、道路などから見えない位置に設ける。やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設ける又は緑化により周囲の景観を阻害しないようにする。 ・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物などからの視線に配慮し見えにくい位置に配置する、又は建築物の外観意匠と調和した囲いなどを設け、周囲の景観を阻害しないようにする。 ・ただし、囲いなどを設けない場合は、色相が0R~10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下で塗装する。※4	

推進基準

地形	・既存の地形を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。
高さ	・周囲の山並みへの眺望に配慮し、建築物の高さは可能な限り低くするよう努める。

その他の基準

※以下の項目についても足助地区のまちなみに配慮し、可能な限り適合するよう努めること。

壁面の位置	・道路に面する主要な壁面の位置は、隣接する建築物の壁面と違和感のないようにする。	
構造	・木造以外の構造で建てる場合は、周囲の建築物と違和感のない意匠、材料とする。	
高さ	・高さは隣接する建築物に合わせ、かつ主たる道路から10m以下(軒の高さは7m以下)とする。※3	
屋根	形式※1	・原則、切妻とする。
	勾配	・周囲の建築物に合わせ、かつ4.5寸から6寸勾配とする。
	材料	・原則、日本瓦とする。
庇(ひさし)	・原則、道路に面する壁面に庇を設け、日本瓦葺きとする。	
外壁 ※1	・原則、漆喰塗り又は板張り(大正・昭和戦前以前の建物様式を用いる場合を除く。)とする。	
建具等	・原則、道路又は河川に面する建具は木製とする。	
外部土間	・洋風色の強い意匠、材料は用いない。	
樋(とい)	・原則、黒又は茶とする。ただし、銅を用いる場合は、素地色とする。	
自動車車庫等 ※2	・道路に面して設置する場合は、木製の扉を設けるなど、車両を見えにくくする。	

※1：自動車車庫及びガソリンスタンドは適用除外とする。

※2：主として自動車車庫の用途に供するもの又は建築物の一部を自動車車庫の用途に供するものをいう。

※3：「主たる道路」とは、主たる玄関に面する通りとする。

※4：自動車車庫及びガソリンスタンドの色彩に準用する。

(4) 工作物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

工作物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

なお、遵守基準に適合しない場合は、「勧告」又は「変更命令」を行います。

遵守基準

高さ	・13m以下とする。
色彩 ※1	・原則、天然素材（木質・石質）を使用する場合は、素地色とする。 ・塗装（メッキを含む。）する場合は、色相が0R～10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下とする。ただし、彩度2以下かつ明度4以下とする場合は、この限りではない。

推進基準

位置 ※1	・周囲の建築物やまちなみ、自然資源などの状況を十分把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。
形態 ※1	・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和を図る。 ・擁壁は、威圧感や圧迫感を軽減するよう、その形態や緑化に工夫を凝らす。
素材 ※1	・地域で育まれた歴史や文化などに由来する素材を用いるように努める。 ・退色や破損しにくい、長寿命な素材を用いる。

その他の基準

※以下の項目についても足助地区のまちなみに配慮し、可能な限り適合するよう努めること。

塀・柵・門	・原則、道路又は河川に面して設ける場合は、漆喰塗り又は板張りその他これに類するものとする。
自動販売機	・板壁もしくは格子などで覆う、又は低彩度かつ低明度で塗装する。

※1：自動販売機と消防に係る設備については適用除外とする。

(5) 開発行為に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

開発行為に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

区分 項目	景観形成基準
位置・地形	・現況の地形を可能な限り活かし、巨大な法面や擁壁が生じないように配慮する。 やむを得ず生じる場合は、法面や擁壁を分割する、又は緑化等を図るなどして、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように工夫する。
緑化	・行為の結果生じた法面や敷地の外周などは積極的に緑化し、周囲の景観との調和を図る。 ・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める。 ・周囲の植生に配慮した緑化を行い、生物多様性の保全に心がける。

(6) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観形成基準

屋外広告物に対する景観形成基準は、以下のとおりとします。

景観法第8条第2項第5号イ

許可基準

種別	区分	景観形成基準
共通基準	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模及び形態とする。 ・高彩度の色彩を過度に使用せず、中・低彩度の色と組み合わせるなど、色彩のバランスに配慮する。 ・原則、日本の伝統色に配慮した色彩とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は極力簡素化し、情報過多とならないよう配慮する。 ・広告物が定着する建築物又は周囲のまちなみ景観との調和に配慮する。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・極力集約化し、広告物の総量の抑制に努める。
自家用広告物 ※1	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は20㎡以下とする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・地上広告物は、地上からの高さが10m以下とする。
	位置・種類	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当しないこと。 ・広告塔 ・屋上広告板（底の上に設置するものは除く。） ・屋上広告塔 ・アドバルーン
管理広告物 ※2	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・広告表示面積の合計は3㎡以下とする。
案内広告物 ※3	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・5㎡以下とする。※4
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・5m以下とする。
	表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・足助地区内に存する事業所等への案内表示とする。
	数量	<ul style="list-style-type: none"> ・一事業所等につき一個とする。

※1：自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業所もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所もしくは居所又は事業所、営業所もしくは作業場に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※2：自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上必要に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう。

※3：道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件をいう。

※4：広告表示面積にかかわらず、許可が必要。

資料

(1) 景観施策

1 重点施策の推進

景観形成の方針に沿った足助地区の良好な景観形成を着実に実現するため、確実な効果を得ることが期待できる具体の事業を「豊田市景観計画」における景観施策に基づき整理しています。

以下の事業を重点的・集中的に実施し、早期に成果を上げることで、足助地区の地域固有の景観の保全、継承及び育成を効果的に推進していきます。

2 重点施策

<施策の体系>

【凡例（事業の表記）】明朝体文字：既の実施している事業
ゴシック体文字：新規に実施予定の事業

施 策		事 業	
(1) 市民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 民間活動の促進 ② 建築物の修景 	<ul style="list-style-type: none"> ア. まちづくり活動の支援 ア. 市民及び建設業者などの意識啓発 イ. 景観形成ガイドラインの作成 ウ. 景観アドバイザー無料相談の活用 エ. 修景補助制度の新設 	
(2) 景観学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民の自主的な景観学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 市民の意識啓発 イ. 有識者による講演会等の実施 	
(3) 屋外広告物の規制	<ul style="list-style-type: none"> ① 屋外広告物の掲出に関する意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 市民及び屋外広告物業者の意識啓発 イ. 違反広告物の是正 	
(4) 道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 無電柱化の推進 ② 舗装の美装化 ③ サイン案内板のデザイン向上 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 無電柱化事業の計画的な推進 ア. 整備優先順位とデザインの検討 ア. 「公共サイン整備方針」の策定 	
(5) 水と緑の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 公園の整備 ② 親水空間の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 身近な公園の整備 イ. 橋梁の修景整備 	
(6) 公共建築物の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 質の高い施設の建設と適切な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 景観アドバイザー制度の活用 イ. 職員の意識啓発 	
(7) 行政による景観誘導に関する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 規制区域の指定 ② 景観誘導の仕組みの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 重要伝統的建造物群保存地区の選定 ア. 公共事業に関する景観形成ガイドラインの策定 イ. 景観アドバイザー制度の拡充 	

(1) 市民活動の推進

足助地区の市民や事業者の景観まちづくりへの関心は高く、積極的な取組が実施されていることから、この取組を行政が支援し、さらなる活動の推進を図ることが期待されます。

このため、建築行為などに関し足助地区の市民が主体となって景観まちづくりをより円滑かつ的確に実施できるよう景観アドバイザーの派遣など「まちづくり活動の支援」を実施し『民間活動の促進』を図ります。

また、「景観形成ガイドラインの作成」や「修景補助制度の新設」など『建築物の修景』について、市民の主体的な取組を支援して、市民活動のさらなる活発化を図ります。

(2) 景観学習の推進

足助地区の市民や事業者の景観まちづくりへの関心は高いものの、足助地区の景観の魅力を認識する機会が少ないのが現状です。

このため、「有識者による講演会等の実施」など歴史的背景やまちなみの特徴など足助地区の景観の魅力を再認識し、足助地区に対する愛着と誇りを市民及び事業者が共有することができる環境を整えることで『市民の自主的な景観学習の推進』を図ります。

(3) 屋外広告物の規制

歴史的なまちなみ景観や周囲の緑豊かな山々への眺望を保全するため、屋外広告物の掲出に対し、より一層の意識啓発を図ることが必要です。

このため、足助地区の市民や屋外広告物業者への『屋外広告物の掲出に関する意識啓発』を行うとともに「違反広告物の是正」を実施し、適正な屋外広告物の掲出を推進することで的確な景観誘導を図ります。

(4) 道路の整備

道路は人が行き交い、足助地区の景観を印象付ける非常に重要な要素であるため、歴史的なまちなみ景観や周囲の山並み景観に配慮した景観整備を進めることが必要です。

このため、『舗装の美装化』や『サイン案内板のデザイン向上』を推進し、また、あわせて歴史的なまちなみの核となる区域については『無電柱化の推進』を実施し、足助地区固有のまちなみ景観の伸長に取り組むとともに、香嵐溪などの景観資源とまちなみとの一体性の向上を図ります。

(5) 水と緑の整備

足助地区は足助川や飯盛山、観音山などの豊かな水や緑を活かした市民の生活や観光への取組が見られます。これらの水や緑との密接な結びつきを大切に、足助地区の個性を伸長することが望まれます。

このため、日常の生活の中でゆとりと潤いを与え、水や緑との関係を認識する場や、市民と観光客が集い交流し、賑わいを創出する場を提供するため、交流広場の整備や山並み景観整備などの「身近な公園の整備」、「橋梁の修景整備」などの『親水空間の整備』を推進します。

(6) 公共建築物等の整備

公共建築物は、その規模や果たすべき役割から地域のランドマークとなり、地域の景観形成において先導的な位置付けを担うことから、積極的な景観整備が求められます。

このため、「景観アドバイザー制度の活用」により歴史的背景を踏まえた意匠などの検討を実施するとともに、景観に対する「職員の意識啓発」を推進し、『質の高い施設の建設と適切な維持管理』を行います。

(7) 行政による景観誘導に関する仕組みづくり

行政は、地域が一体となって実施する景観まちづくりへの活動に対し、仕組みを提示し、各種制度を活用することなど、側面から支援することが必要です。

足助地区には重要文化財 足助八幡宮本殿や江戸時代から昭和初期までに建築された家屋など歴史的価値の高い建造物が数多く残されており、これらを核とした景観まちづくりに取り組み、地域の個性を育むことが期待されます。

このため、景観法の活用に加え、文化財保護法に基づく「重要伝統的建造物群保存地区の選定」などに取り組み、足助地区の歴史的風致と景観を継承するための適切かつ確実な景観誘導を実施します。

また、「公共事業における景観形成ガイドライン」の策定や、「景観アドバイザー制度の拡充」を実施し、足助地区内の公共事業における一層の景観に対する取組の推進を図ります。

資料

(2) 色彩（マンセル表色系）についての解説

「景観形成基準」で示した色彩を表す記号は、色彩の「色相」「明度」「彩度」の3つの属性の組み合わせで表す「マンセル表色系」を用いています。

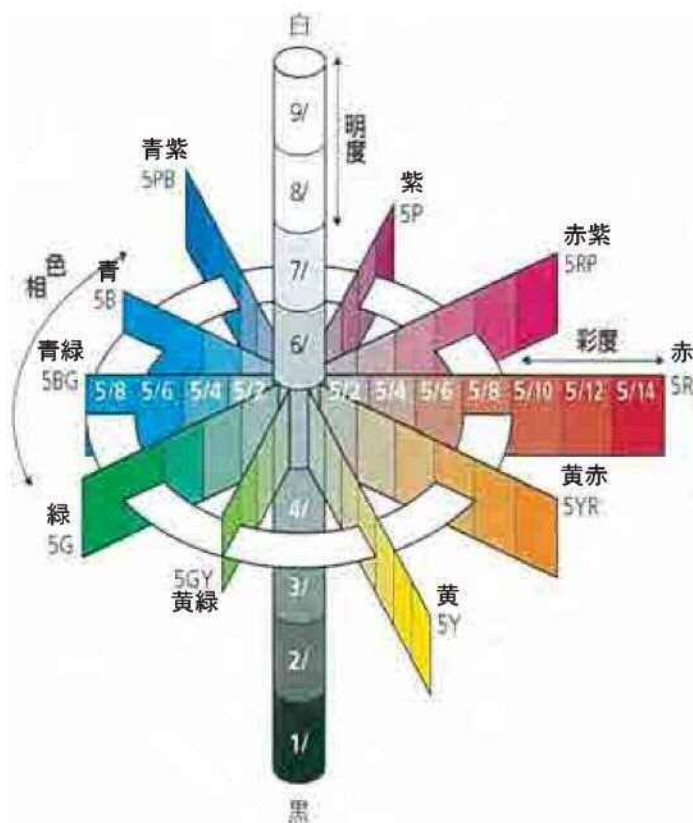
以下に、マンセル表色系を解説します。

色相：色合いを表します。色相は、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の10種の基本色で構成します。また、色が赤(R)から黄赤(YR)へ変化するグラデーションを等分して、赤の基本色を示す記号(R)の前に0から10の数字を付けて、それぞれの色相を細かく表記します。なお、0Rは10RPと同じ色を示し、10Rは0YRと同じ色を示します。

(0R(=10RP)→1R→2R→3R→4R→5R→6R→7R→8R→9R→10R(=0YR))。

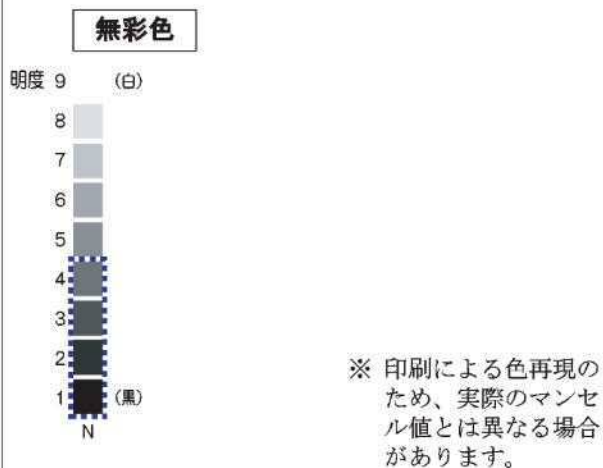
明度：色の明るさを表します。色の明るさを最低明度である黒の0から、最高明度である白の10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

彩度：色の鮮やかさを表します。色の鮮やかさを白、灰、黒色の無彩色を示す0から数値で表し、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。なお、表現できる最高彩度は色によって限界があるため、色相ごとの彩度における最高尺度は異なります。色味のない鈍い色ほど数値が小さくなり、一方、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。

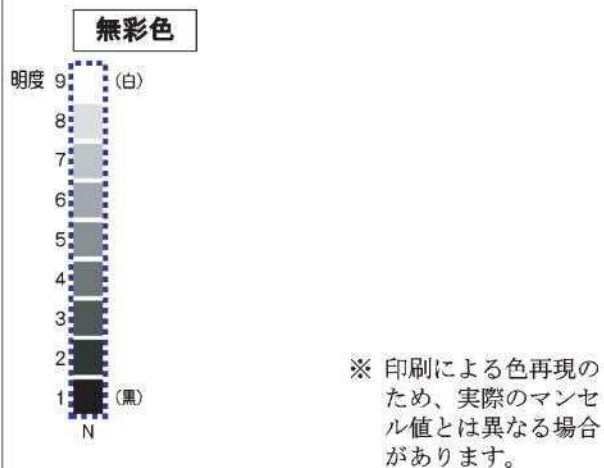


【屋根の色彩及び外壁・建具等・建築設備・工作物を塗装する場合の適用範囲】
 (外壁及び建具等、工作物について天然素材(木質・石質)を使用する場合を除く。)

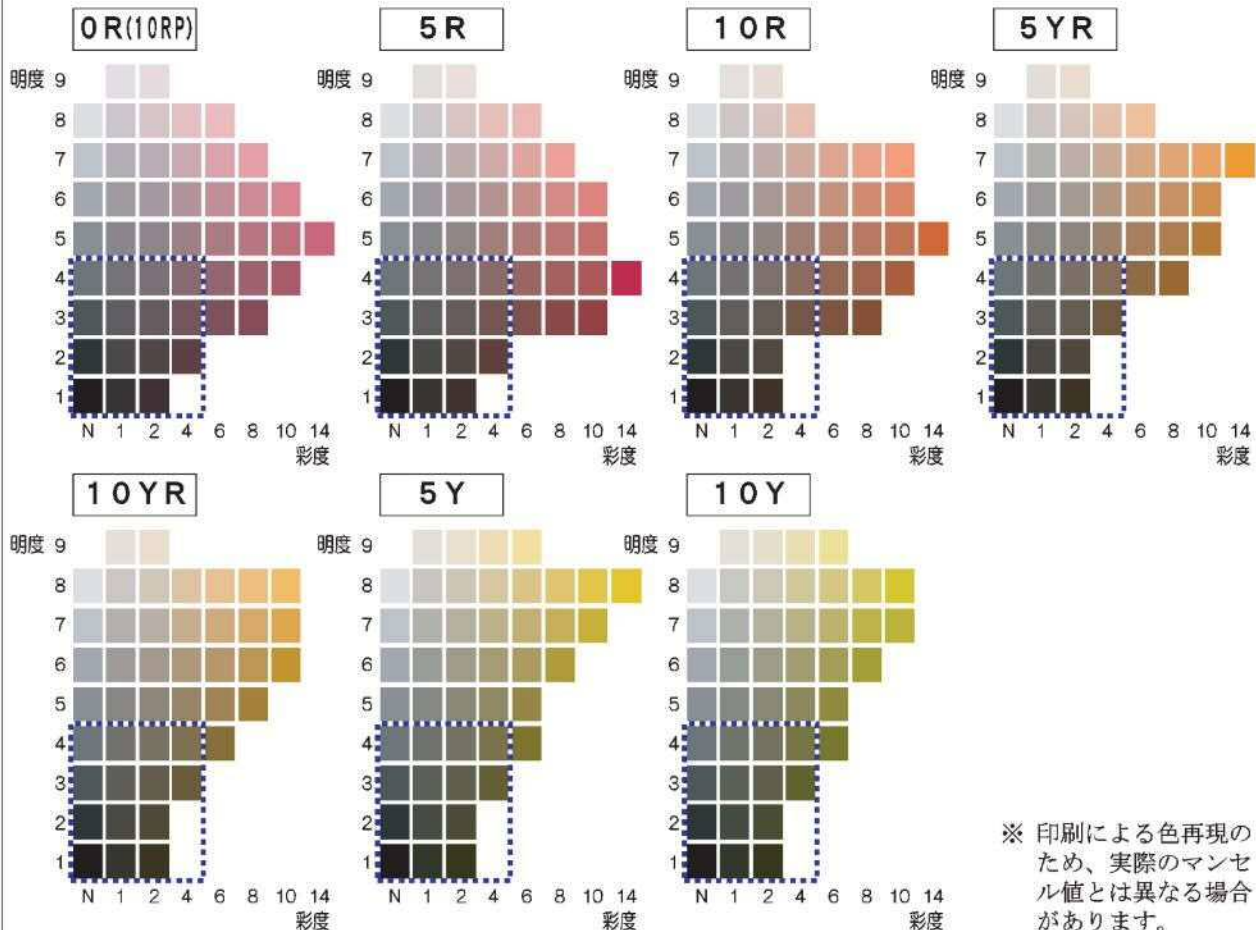
【建築物・屋根：「原則、無彩色とし、明度4以下とする。」場合の適用範囲】



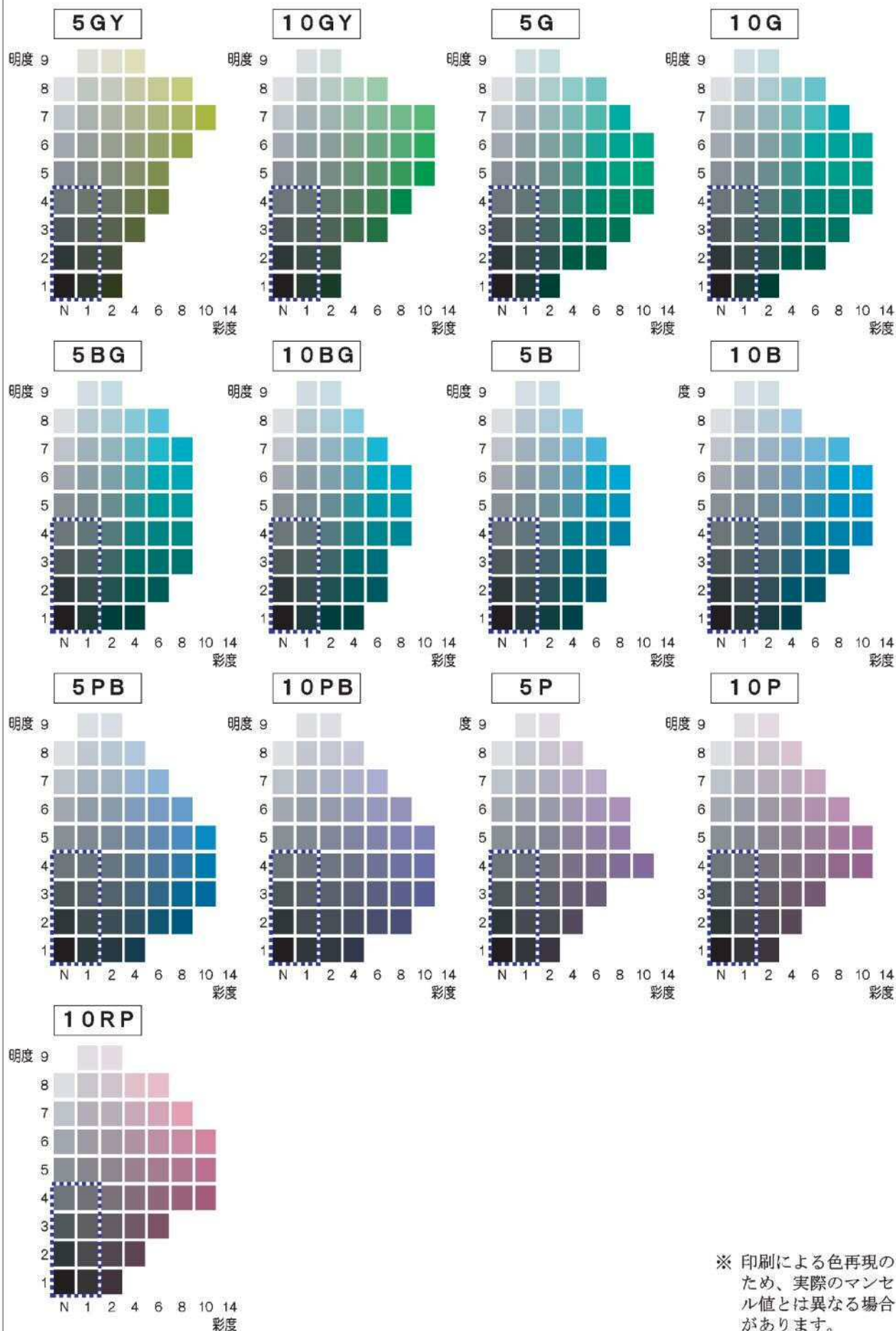
【建築物・外壁及び建具等：「原則、無彩色とする。」場合の適用範囲】



【建築設備及び工作物：「色相が0R～10Y又は無彩色とし、彩度4以下かつ明度4以下とする。」場合の適用範囲】

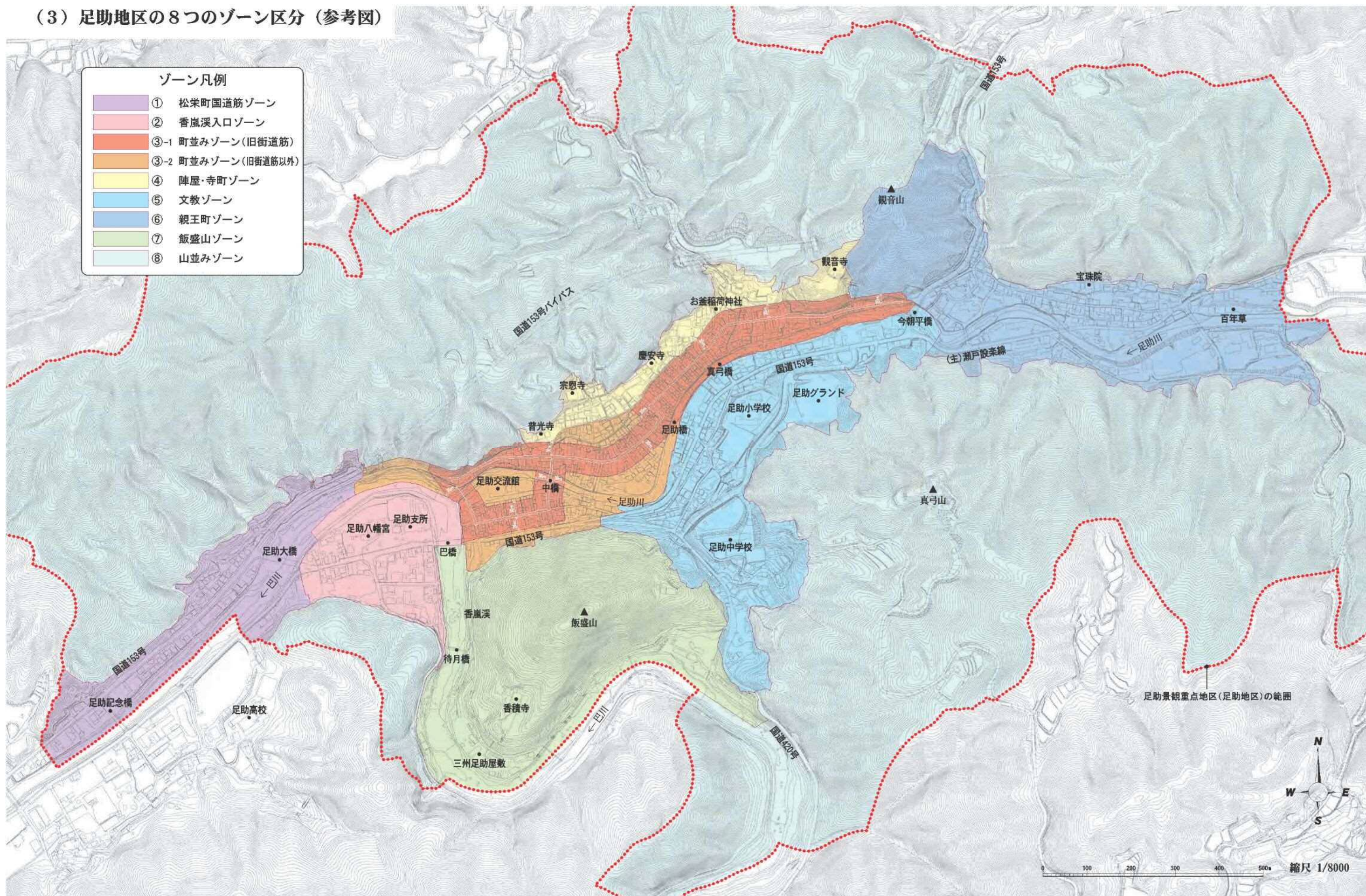


【工作物：「ただし、彩度2以下かつ明度4以下とする場合は、この限りではない。」場合の適用範囲】



※ 印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

(3) 足助地区の8つのゾーン区分 (参考図)



足 助 景 観 計 画

平成22年3月
豊田市都市整備部都市計画課

〒471-8501
豊田市西町3丁目60番地

〈電話〉0565-34-6620

〈E-mail〉 toshikei@city.toyota.aichi.jp

〈URL〉 <http://www.city.toyota.aichi.jp/>